道路行政セミナー

1999 AUGUST **8**

川崎公害訴訟の和解について

道路局道路交通管理課訟務係

こで、訴訟の経緯及び和解の内容について紹 件訴訟が円満に解決されることとなった。そ 介することとしたい。 五七年の提訴以来一七年の長きにわたった本 第二次〜第四次一括)の和解が成立し、昭和 おいて、 平成一一年五月二〇日、 川崎大気汚染公害訴訟 東京高等裁判所に (第一次及び

【訴訟の経緯】

○○余名が、国、首都高速道路公団及び川崎 等に関する法律に定める指定疾病(気管支喘 び幸区に居住又は勤務する公害健康被害補償 市臨海部において操業している大手企業一四 息等)の認定を受けた患者及びその遺族ら四 川崎大気汚染公害訴訟は、 川崎市川崎区及

以来一七年の長きにわたり裁判所に係属して いた訴訟事件である。 に損害賠償を求めて、 粒子状物質の排出の規制 社に対し、 窒素酸化物、 昭和五七年の一次提訴 硫黄酸化物及び浮遊 (差止請求) ととも

国・公団のみを被告とした国家賠償法第二条 をめぐる民事訴訟である の支払いにより本件係争を終結させ、 被害に寄与していることを認めた上で解決金 の後、平成八年に高濃度の硫黄酸化物が健康 業一四社は、一審一次の敗訴判決(平成六年) この間、硫黄酸化物(S)等ばい煙排出企 以降は

【大気汚染をめぐる現状認識】

まず裁判長の認識を示す和解前文では、

本

けでなく、自動車排ガスによってもも

件地域における大気汚染の現状認識として、 ①・昭和三○年代から昭和四○年代にかけ が現出したこと ての時期において、 高濃度の大気汚染

これに伴い公害健康被害補償等に関す る法律の認定患者が多発し、 の疾病に苦しんでいること 現在もそ

が示されている。

②・また、環境基準を上回る二酸化窒素、 浮遊粒子状物質による大気汚染が現在

も続いていること

以上の大気汚染は、工場などの排煙だ 沿道の生活環境が影響をうけているこ

道行セ 99.8 1

たらされること

が示されている。

【沿道環境改善に向けた努力】

①昨年一一月、道路審議会が「よりよい沿 ②環境庁は、微小粒子状物質(PM25) 次に、沿道環境改善に向けた努力として、 道環境の実現に向けて」と題する沿道環 境対策の総合的取組みを提言したこと の

測定法の確立等の研究を開始したこと

③「一審被告らは、法的責任の有無に係る

第二~四次訴訟の第一審判決の判断は受

路整備の方針」を発表し、本件地域の高 崎市南部地域の沿道環境対策のための道 る警鐘として受け止め、一月一四日に「川 高速道路公団は道路整備のあり方に対す け入れ難いとしているが、建設省、 首都

が明示された。 改善を図るための諸施策に着手したこと」

濃度の汚染の改善及び生活環境の回復・

置すること

つながり、 た道路整備方針を原告が評価して和解申出に 建設省としては、この一月一四日に発表し 今回の和解に至ったものと理解し

ている。

【和解による解決の妥当性】

長の見解が示された。 考え、以下のとおり和解を勧告する」と裁判 かってより良い沿道環境の実現を目指して互 いに努力することが最も妥当な解決であると 以上の状況の下で、「当事者双方が将来に向

【和解条項の内容】

①道路管理者は、関係行政機関及び地方公 和解状況の骨子としては、大きく四つ、 向けて、真摯に取り組むこと 共団体とも連携して、環境基準の達成に

②道路管理者は、「一括和解調書 めること にあるような施策の検討ないし実施に努 (要旨)」

③一審原告らと道路管理者は 地区道路沿道環境に関する連絡会」を設 「川崎市南部

④一審原告らは、 損害賠償請求及び差止請

となっている。 求を放棄すること

【参考1】

川崎大気汚染公害訴訟 一括和解調書(要旨)

(平成一一年五月二〇日成立)

前文

①昭和三○年代から四○年代にかけての時①昭和三○年代から四○年代にかけての時

②公害健康被害補償法に基づく、重篤な認

③現在も一審原告らをはじめとする多くの

ること、「我物質による大気汚染が現在も続いている環境基準を上回る二酸化窒素、浮遊粒子

⑥以上の大気汚染は、工場などの排煙だけ⑥以上の大気汚染は、工場などの排煙だけ

(2)沿道環境改善に向けた努力

一○年七月二九日の西淀川訴訟におけるの必要性についての認識が深まり、平成の近年に至り大気汚染の改善、環境の復元

たことの場合的な取組みを提言し境の実現に向けて」と題する答申をし、境の実現に向けて」と題する答申をし、一月には道路審議会が「より良い沿道環原告らと国等の間の和解の成立、同年一

た要求をまとめ、実践活動を開始したこ②一審原告らは、自らの被害体験に根ざし

④一審被告らは、法的責任の有無に係る第二次ないし第四次訴訟の第一審判決の判別方に対する警鐘として受け止め、平成り方に対する警鐘として受け止め、平成の方に対する警鐘として受け止め、平成の方に対する警鐘として受け止め、平成の方に対する警鐘として受け止め、平成の方に対する警鐘として受け止め、平成の方に対する警鐘として受け止め、平成の方に対するという。

施に着手したこと境の回復・改善を図るための諸施策の実件地域の高濃度の汚染の改善及び生活環

(3)和解による解決の妥当性

に向かってより良い沿道環境の実現を目指しよって本件訴訟を終結させるとともに、将来当事者双方は、現段階で争いを止め、和解に当事者双方は、以上の諸事情を総合考慮して、

ると考え、和解を勧告したこと。て互いに努力することが最も妥当な解決であ

和解条項

一 道路管理者は、以下の施策の検討ないしけて、真摯に取り組むこと
・ 共団体とも連携して、環境基準の達成に向共団体とも連携して、環境基準の達成に向

沿道環境改善のための道路の整備に取りの道路を備の方針について」に従って、の道路整備の方針について」に従って、の道路整備の方針について」に従って、連路ネットワークの整備、環境施設帯の整備、大気測定局の設置等、本件地域の

1 環境庁その他の国の関係行政機関等と2 環境庁その他の国の関係行政機関等と

組むこと

3 関係機関と協力して、本件地域の道路 3 関係機関と協力して、本件地域の道路 3 関係機関と協力して、本件地域の道路

に着手すること) 析手法等を見極めたうえで、状況の把握

六 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とす互に確認すること

ること

【参考2】

和解内容の比較(川崎訴訟と西淀川訴訟)

和解前文

[川 崎 訴 訟]

〔西 淀 川 訴 訟〕

Ŧi.

審原告らと一審被告は、

本和

解

条

項

求を放棄すること

審原告らは、

損害賠償請求及び差止請

地

区道路沿道環境に関する連絡会」

を設置

審原告らと道路管理者

は

Щ

崎

市

南部

すること

定めるほか、

何ら債権債務がないことを相

①訴訟の経緯

本件訴訟は川崎市川崎区及び幸区(以下「本 件地域」という。) における公害健康被害の補償 等に関する法律の規定に基づく認定患者らが、 日本鋼管、東京電力など企業14社とともに、国 道1号、15号、132号及び409号を設置管理して いる国と、神奈川県道高速横浜羽田空港線を設 置管理している首都高速道路公団に対し、二酸 化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂) 及び浮遊粒 子状物質 (SPM) の排出の差止と右物質の排出 に基づく損害の賠償とを請求している事案であ って、その提訴は、昭和57年、58年、60年及び 63年の合計 4 次に及んでいる。(以下、昭和57年 提訴事件を「第1次訴訟」、58年、60年及び63年 提訴事件を「第2次ないし第4次訴訟」という。) そして、いずれの提訴事件についても企業14社 との間では平成8年12月25日に裁判上の和解で 解決しており、また、第1次訴訟並びに第2次 及び第3次訴訟の一部については平成6年1月 25日に、残余の第2次ないし第4次訴訟につい ては平成10年8月5日にそれぞれ第1審判決が 言い渡されている。

本件訴訟は、大阪市西淀川区における公害健 康被害補償法に基づく認定患者らが、関西電力 などの企業10社とともに、国道2号、同43号を 設置管理している国と、大阪府道高速大阪池田 線、同大阪西宮線を設置管理している阪神高速 道路公団に対し、大気汚染物質の排出差止めと 損害賠償を求めた事案であり、控訴は、昭和53 年4月、同59年7月、同60年5月、平成4年4 月の合計4次に及んだ。(以下、昭和53年4月提 訴事件を「第1次訴訟」、同59年7月、同60年5 月、平成4年4月提訴事件を「第2次ないし第 4次訴訟」という)。いずれも、すでに企業10社 との間では平成7年3月2日に和解により解決 している。また、第1次訴訟に関しては、平成 3年3月29日に、第2次ないし第4次訴訟に関 しては平成7年7月5日に、それぞれ第1審判 決が言い渡されている。

②本件地域の大気汚染の状況

本件地域においては、昭和30年代から40年代にかけての時期において、全国的に見ても高濃度の大気汚染が現出したこと、昭和49年に施行された公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく重篤な認定患者が多発したこと、現在も1審原告らをはじめ多くの認定患者が認定疾病のため苦しんでいること、そして、道路沿道を含めて環境基準を上回る二酸化窒素、浮遊粒子状物質による大気汚染などが現在も続いていること、沿道の生活環境が影響を受けていることが認められる。

こうした大気汚染は、工場などの排煙だけでなく、自動車排ガスによってももたらされている。

西淀川区では、昭和30年代から同40年代にかけて全国的に見ても高濃度の大気汚染が現出したこと、昭和49年に施行された公害健康被害補償法による認定患者が多発したこと、現在も第1次訴訟控訴人ら及び第2次ないし第4次訴訟被控訴人らを含む多くの認定患者が疾病のために苦しんでいること、そして、現在も道路沿道を含めて環境基準を上回る二酸化窒素などの汚染が続いていることが認められる。

こうした大気汚染は、工場などからの排煙だけでなく、自動車排ガスによってももたらされているとされている。

③沿道環境改善に向けた当事者の努力

ところで、第1次訴訟の提訴以来既に17年、 第2次訴訟ないし第4次訴訟提訴以来10年余と いう長期間が経過し、1審原告の中には高齢者 も多く、また、多数の患者が死亡している。他 方、近年に至って大気汚染の改善、環境の復元 の必要性についての認識も深まり、平成10年7 月29日の西淀川訴訟における原告らと国及び阪 神高速道路公団との間の和解の成立、同年8月 5日の第2次ないし第4次訴訟の第1審判決の 言渡しなどがあり、また、同年11月には、建設 大臣の諮問を受けた道路審議会が「環境時代へ の政策転換」を目指して「より良い沿道環境の 実現に向けて」と題する答申をし、環境基準の 確保に向けて真摯な取組みが必要であるとの認 識の下、経済、社会活動を支えている幹線道路 の役割と沿道に居住する人々の生活環境の保全 との両立を図ることを基本理念として、地方公 共団体や関係行政機関との連携、住民参加と協 力等による沿道環境改善への総合的な取組みを 提言するに至った。

1審原告らは、自らの被害体験に根ざした要求をまめ、第1次提言として「「クルマ社会」の見直しと道路公害の根絶をめざして」、第2次提言として「被害者の完全救済と道路公害の根絶をめざして」の緊急提言を発表し、「かわさきま

また、第1次訴訟の提訴以来すでに20年、第2次ないし第4次訴訟の提訴以来10余年という長期間が経過し、第1次訴訟控訴人ら及び第2次ないし第4次訴訟被控訴人らの中には高齢者も多く多数の患者が死亡している一方、近年、大気汚染に対する認識も高まり、第1次訴訟被控訴人ら及び第2次ないし第4次訴訟控訴人ら(以下「国、阪神高速道路公団」という。)も、その解決に向けた努力を行いつつある。

さらに、第1次訴訟控訴人ら及び第2次ない し第4次訴訟被控訴人らはすでに本件地域の再 生の取組みに踏み出しているという事情もある。 ちづくり隊」を組織してその実践活動を開始した。また、環境庁は、微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の測定法の確立等を開始した。

1審被告らは、法的責任の有無に係る第2次ないし第4次訴訟の第1審判決の判断は受け入れ難いとしているが、建設省及び首都高速道路公団は、道路整備のあり方に対する警鐘として受け止め、かつ、本件地域の深刻な大気汚染の実態を重視して、平成10年7月31日に設置した「川崎市南部地域道路沿道環境対策検討会」等の関係行政機関との協議、検討を踏まえつつ、平成11年1月14日には、従前努力してきた沿道環境対策を更に推し進めて道路整備の方針を発表し、本件地域の高濃度の汚染の改善及び生活環境の回復・改善を図るための諸施策の実施に着手した。

④和解による解決の妥当性

当裁判所は、以上のような諸事情を総合考慮して、当事者双方は現段階で争いを止め、和解によって本件訴訟を終結させるとともに、当事者双方が将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力することが最も妥当な解決であると考え、以下のとおり和解を勧告する。

以上の事情一切を総合すれば、当裁判所は、 現段階で争いを止め、和解によって本件訴訟を 終結させるとともに、当事者双方が将来に向か ってより良い沿道環境の実現を目指し互いに努 力することが最も妥当な解決であると考え、以 下のとおり和解を勧告する。

和解条項

(川 崎 訴 訟) (西 淀 川 訴 訟) 一 1審被告国及び1審被告首都高速道路公団は、前文記載の諸事情に照らし、本件地域が現在においても環境基準を上回る高濃度の汚染地域となっていることを認識し、国の道路管理者である建設省及び首都高速道路公団は、関係行政機関及び地方公共団体とも連携して、環境基準の達成に向けて真摯に取り組む。 二 国及び首都高速道路公団は、本件地域の交通負荷を軽減し、大気汚染の軽減を図るため、ける沿道環境を改善し、良好な生活環境を形

道路管理者としてとり得る以下の施策の検討 ないし実施に努めることとする。

- 1国の道路管理者及び首都高速道路公団は、川崎市と連携を図りながら、平成11年1月14日に公表された「川崎市南部地域の沿道環境改善のための道路整備の方針について」に従って、
- (1)自動車交通を臨海部へ適切に誘導するための 道路ネットワークの整備
- (2)市街地内の幹線道路の自動車交通が沿道に及ぼす影響を緩和するための
 - ①環境施設帯の整備、遮音壁の設置、低騒音 舗装の敷設等の道路構造の改善
 - ②道路拡幅、交差点構造の改良、連続立体交 差の整備による交通流の円滑化
 - ③沿線道路の沿道の整備に関する法律の規定 を活用した沿道地域の整備
- (3)光触媒、土壌による浄化システムの設置の試行的実施、大気測定局の設置など、本件地域の沿道環境改善のための道路の整備に取り組むとともに、
- (4)中長期的に着手する対策として、
 - ①国道357号 (大黒埠頭~羽田空港) の整備
 - ②生麦ジャンクション等の整備の検討
 - ③ロードプライシングの首都高速道路への適用についての制度的、技術的な問題、他の幹線道路への影響等を含めた検討、を行うこと。
- 2 国の道路管理者及び首都高速道路公団は、道 路管理者以外の国の関係行政機関が道路管理 者と連携して実施する対策について、環境庁 その他の国の関係行政機関等と連携して、交 通円滑化等の交通流対策、公共交通機関の利 用促進対策、交通量の抑制対策等の沿道環境 改善のための環境対策が総合的に実現できる よう、誠実に取り組むこと。
- 3国の道路管理者及び首都高速道路公団は、関係機関と協力して本件地域における国及び首都高速道路公団が管理する道路沿道において、浮遊粒子状物質を含む大気質等の状況の把握に努めること。なお、微小粒子状物資(いわゆるPM2.5)については、適切な測定方法を

成するため、沿道住民の協力を得たうえで、 以下の施策の実施につとめることとする。

- 1沿道環境の改善
- (一)本件対象道路(国道2号、同43号、大阪府道高速大阪池田線、同大阪西宮線)の交通負荷の軽減を図るため、交差点改良、案内標識の設置等、道路管理者としてとり得る施策の実施につとめるとともに、交通需要の動向を踏まえ、国道43号西淀川区佃地区の車線削減を行うこと。さらに、公共交通機関の利便性の向上を図るため、バス停留所の休憩施設を整備するほか、自転車道の整備につとめること。
- 仁)植樹帯の設置、低騒音舗装の敷設等につとめること。
- (三)橋桁の美装化等の景観整備につとめること。
- 四必要な調査を実施の上、関係機関と協力して、 沿道法を活用した街づくりの支援につとめる こと。
- (知)その他の総合的な環境対策については、関係機関との連絡調整会議等の場で、関係機関と連携して、誠実に取り組んでいくこと。
- 2新しい施策への取組み
- (一)本件対象道路において、光触媒をモデル的に ガードレール、遮音壁等に塗布し、窒素酸化 物等の大気汚染物質の分解及び景観整備に関 する効果等を把握すること。
- 仁)関係機関と協力し、浮遊粒子状物質を含む本件対象道路沿道においての大気汚染等の状況 把握につとめること。

微細粒子状物質(いわゆるPM2.5)については、適切な測定方法を検討し、測定データの解析手法等を見極めたうえで、本件対象道路沿道において、その状況把握に着手することとする。

3 前各号に掲げるもののほか、今後とも積極的 に必要な環境対策の推進につとめることとす る。 検討し、測定データの解析手法等を見極めた うえで、本件地域における国及び首都高速道 路公団が管理する道路沿道において、状況の 把握に着手すること。

- 三 1審原告らと国の道路管理者及び首都高速 道路公団とは、「川崎市南部地区道路沿道環境 に関する連絡会」を設置することを合意する。
- 二 第 1 次訴訟控訴人ら及び第 2 次ないし第 4 次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、 「西淀川地区沿道環境に関する連絡会」を設 置することに合意する。
- 四 第1次ないし第4次訴訟の1審原告らは、 前文記載の諸事情及び前項までの和解条項の 内容に鑑み、その余の請求を放棄する。
- 五 第1次ないし第4次訴訟の1審原告らと国 及び首都高速道路公団は、本件訴訟に係る請 求に関し、本和解条項に定めるほか、何らの 債権債務がないことを相互に確認する。
- 六 訴訟費用及び和解費用は第1、2審を通じ 各自の負担とする。
- 三 第1次訴訟控訴人ら及び第2次ないし第4 次訴訟被控訴人らは、その余の請求を放棄する。
- 四 第1次訴訟控訴人ら及び第2次ないし第4 次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、 本件訴訟に係る請求に関し本和解条項に定め るほか、何らの債権債務がないことを相互に 確認する。
- 五 訴訟費用は各自の負担とする。



はじめに

国

の情報通信市場に

ける競争の

促進 日

を

平成

一年七月

一日に

日本電信電話株式会社の再編成に伴う 道路占用関係事務の取扱い

道路局路政課道路利用調整室

年法律第九八号。

以下「改正法」という。)

が غ 施行

信電話株式会社法の一 ることを目的に、

部を改正する法律」(平

う。)が再編成された。これにより、

会社が行

日本電信電話株式会社

以下

た国内電気通信業務等は、

東日本電信電

話株式

会社及び西日本電信電話株式会社並びにエ

コ

ミュニケーションズ株式会社の三

「承継会社」という。)に引き継がれた

.関する経過措置について

法等に基づく占用許可については、

改正法

第一九条第一項において、

改正法の施行

令の適用

に関する経過措置が規定され、

道路法等の適用に関する経過措置

継ぎがなされるよう、 会社の事業が承継会社へ適切かつ 改正法において関係法 一円滑に引

関する特別措置法

(昭和三八年法律第八一号。

「共同溝法」という。) 第一四条第一

三二条第一

項又は第三項、

共同溝の整備等に

に道路法

(昭和

一七年法律第一

八〇号)

容を紹介したい その留意事 .通達は七月 達が六月二八日 取 このため、 いについ 会社の再編成に伴う道路法等の適用 ず項に関 H (表1)。 が行う道路 から施行された。 付けで各道路管理者に発せら 遺憾のないようにするため の占用に関する事

道路局長通達及び路政課長 以下通達の内

> 存続 IBNTT 3 社の株式保有及び基盤的研究開発 (特殊会社) 改正法 国内诵信事業 による特殊 第1種電気通信事業 地域電気通信事業 (第1種電気通信事業) 会社規制あ エリア:北海道、東北、関東、東京、信越 新規 西日本会社(県内通信事業) 地域電気通信事業 (第1種電気通信事業) エリア:東海、北陸、関西、中国、四国、 九州、沖縄 長距離会社 (県間通信事業) 電気通信事業 長距離電気通信事業→国際通信事業に進出 法による事業 (第1種電気通信事業) 規制あり

再編成の形態

|路法等に基づく占用許可

1 (1)

道路管理者がした許可は ٤ 成七年法律第三九号。 とされた。 に係る権利及び義務を承継 して道路管理者がした許可とみなされること いう。)第一〇条の規定により会社に対して 以下 それぞれ当該許可 した承継会社に対 「電線共同溝法

電

線共同溝の整備等に関する特別措置法(平

電線共同溝法に基づく占用予定者の

地

位

2

占 継 0 正法の施行日前に電線共同溝法第四条第 ?線共同溝の占用予定者の地位は、 |規定により会社が道路管理者に対してし 係 苚 ま の許可 た る権利及び義務を承継した承継会社 改正法第 ø 申請 に係る同法第五条第二 九 条第五項に お 当該· Ļ, て 竡 ゕ゙゚ 申 13 項 改

> n は

は

共同溝法第一〇条第二項の規定によ

þ

改正法に

お

いて規定さ

n

τ

b ない

が、

共同溝の占用予定者の事業について譲渡が

たときは、

当該事業を譲り受けた者が承継

5

今般の再編

な 共同溝の占用予定者の地位に つ b

ಕ್ಕ

(共同溝の建設費)

管理費については、

後

成に当たっても同規定が することとされていることか

適

開き

れるからであ

述

するものと規定された。 承 7 請 0

3 今般の 請 が もらうこととなり、 以降に承継会社名義で占用許可 措置され あるが、 変更となるのは基本的には占用主体の 法占用の状態が発生することとなる。 は道路を占用する根拠を失うこととなり、 請 ٤ 、電柱、 再編 から許可を与える期間につ を処理することを迫られるであろうし、 各道路管理者は一度に膨大な量の占用 |再編成を契機として既存の道路占用 成により、 ない場合、 これらの占用許可等のみなし規定 管路等膨大な量があることを考える 道路占用に係る申請事 N T T 会社が占用 再編 ţì て、 して の申請をし 成 の七月一 承継会社 つ変更で また、 、る物件 ず項で Н 不 申 T 物

たものである。

者としてもみなし規定を措置する必要が

とすることは想定されな

い

いので、

道路管理 を認め

NTT再編成に係る通達一覧

6月28日

6月28日

7月1日

件につ

て取扱いを変更し道路占用

付

文書番号

建設省道政発 第42号

建設省道政発

建設省道政発

建設省道政発

建設省道政発

建設省道政発

建設省都街発

建設省道政発

第47号

第48号

第43号の2

第43号

第42号の2

第42号の3

第42号の 4

発出者

道路局長

路政課長

都市局長

道路局長

宛

地方建設局長

沖縄総合事務局長

北海道開発局長

都道府県知事

政令指定市長

道路関係 4 公団の長

地方道路公社理事長

地方建設局道路部長 北海道開発局建設部長

地方道路公社理事長

政令指定市担当局長 地方建設局長

都道府県担当部長

北海道開発局長

都道府県知事

政令指定市長

沖縄総合事務局長

道路関係 4 公団の長

沖縄総合事務局開発建設部長

道路関係 4 公団担当部長

表 1

件

名

日本電信電話株式

会社の再編成に伴

う道路占用関係事

務の取扱いについ

日本電信電話株式

会社の再編成に伴

う道路占用関係事

務の取扱いについ

日本電信電話株式

会社と締結してい

た覚書等の日本電

τ

τ

今般のNTT再編成にあたり、 地域会社 (東日本電信

信電話株式会社再 編成後の取扱いに ついて

> 10 道行セ 99.8

あ

ら「一般承継」には該当しないものである。 については、承継会社が承継する権利及び義務のうち特定のものを承継することかについては、承継会社が承継する権利及び義務は会社の同じ。)又は長距離会社(エヌ・ティ・ティ・コミュニケ同じ。)又は長距離会社(エヌ・ティ・ティ・コミュニケ電話株式会社をいう。以下電話株式会社をいう。以下電話株式会社をいう。以下

NTT法附則の共同溝法のみなし規定の条文中「整備れて会社がした占用に係る許可を含む。」とあるが、整備れて会社がした占用に係る許可をNTTに対する許可とみなしたものであり、共同溝の占用許可については期限のなしたものであり、共同溝の占用許可については期限の機念がないため、当時みなした許可も含めて、今回のみなし規定の対象とするということである。なお、道路法の占用許可は一○年という期限が付されていること、電の占用許可は一○年という期限が付されていること、電の占用許可は一○年という期限が付されていること、電の占用許可は一○年という期限が付されていること、電の古用許可は一○年という期限が付されていること、電機会がないたものであり、それぞれ当該条文を措置する必要がなかったものであり、それぞれ当該条文を措置する必要がなかったものであり、それぞれ当該条文を措置する必要がなかったものである。

(2) 道路占用関係事務の取扱い

届出書を提出させることとした。

届出書を提出させることとした。

届出書を提出させることとした。

届出書には必要な図面等を添付させることとしたなお、占用許可等の状況を把握するため、承継

る (表2)

だめ、道路管理に支障がなく、道路管理者が占用ため、道路管理に支障がなく、道路管理者が占用ため、道路管理に支障がなく、道路管理者が占用の提出に代えて、会社の占用物件をそれぞれの再継会社ごとに分計した調書や承継会社が会社から引き継いだ既存の占用物件管理台帳の図面(企等別管理台帳図)の提出とすることができるもの業別管理台帳図)の提出とすることができるもの。

月一日以後になる場合の取扱い 3 七月一日前になされた申請に対する許可が七

切であろう。

ら共架電線として占用料を徴収することが適

改正法において、七月一日前に会社から受けた 古用の許可の申請とみなす規定はない。これは、法令で その占用手続の経過措置を規定しなくとも行政措 置で足りるとした昭和六○年の電電公社の民営化 の際と同じで、通達においては「やむを得ずその 処理が再編成後となる場合には、承継会社から占 用の許可の申請を受けたものとみなして処理」す べきこととされた。

二 占用料の取扱い

に伴う占用料の徴収方法は以下の通りに整理され再編後の施設の形態は三通りに分けられ、それ()七月一日後の施設の形態及び占用料の徴収方法)

定の占用料を徴収する。 る単独区間では、それぞれの承継会社から所ア 一の承継会社のみに占用物件が引き継がれ

として取扱われていることとの公平の観点か承継会社にそれぞれ引き継がれる占用物件が混在する混在区間では、それぞれの承継会社から所定の占用料を徴収する。なお、地域会社の電話柱に長距離会社が電線を共架する場合は、他の事業者が共架電線線を共深する場合は、他の事業者が共深電線を共変する場合は、それぞれの承継会社との二のイ 地域会社のいずれかと長距離会社との二のイ 地域会社のいずれかと長距離会社との二のイ 地域会社のいずれかと長距離会社との二のイ 地域会社のいずれかと長距離会社との公平の観点か

わるごとに占用料を算定することが、いたずらに事務の(注)1 区間ごとに共有持ち分の比率が異なり、その比率がか

表 2

対する占用料ではなく、

当該占用物件に係る全体

い占用料を納付することになる。

100				
			施設の形態	占用料の徴収方法
			単独区間	承継会社より徴収
地下	埋設管	路等	混在区間	それぞれの承継会社より徴収
			共有区間(注1)	それぞれの承継会社より持分に応じた額を徴収
電	話	柱	単独(地域)(注2)	地域会社より徴収
架	空	線	単独(地域)	地域会社より徴収 (注3)
米	王	郡禾	混在区間	それぞれの承継会社より徴収

- 会社の再編成に伴って生ずる新たな占用の形態である。 (注) 1
 - 電話柱は原則として地域会社の所有となる。一部において長距離会社が占用 する電話柱があるが、これには地域会社の電線は添架していない。
 - 電話柱と一体的に占用するものとして取り扱う。

産割合による按分で占用料の額を算定すべきものである いて記述する必要性がなかったものであるが、 下埋設物件の一部として捉えられることから、 て徴収していることや、 んどの道路管理者においては、 地下埋設物件の一部とし 通達にお

電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(建 可を受ける会社は当該占用物件に係る持分割合に 事務手続とは別個のものであることに留意しなけ 3. のに対して、 る旨示されている。 同通達に定める取扱いにより措置できるものであ 離会社が共同所有することとなる物件がある場合 のNTT再編成により地域会社のいずれかと長距 設省道政発第三一号) 及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利 達 ればならない。 えないとしたのでは不公平と考えられるからであ 通信事業者との間で同取扱いが行えるとしている 岢の 「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許 申請が必要であり、 同通達に定める取扱いは、 地域会社と長距離会社との間では行 つまり、 これは、 の取扱いについては、 別途占用の目的の変更の いずれか一方の占用許 地域会社と他の電気 承継に係る 今般 可

が別個に占用料を徴収している実態はあるものの、

等を考慮した区間の平均の比率により算定しても差し支

繁雑を招くと道路管理者が判断する場合は、

施設の態様

えないと考えられる

再編前の占用料が

「1」とすれば、

再編後の地

また、 平成 年三月三一 日 付け の路政課長通

マンホール、 マンホール、 合もあり得るであろう。

基本であるが、

洞道及び中口径管路以外に資産を共有する物件として

ハンドホール、防護コンクリートがあるが ハンドホールについては一部の道路管理者

域会社と長距離会社の占用料の合計は「1」となること

端数処理のため全く同額とならない場

防護コンクリートについては地 当然に資 ほと

年七月一日からの共架電線に係る占用料を徴収す となる場合には、 る電柱に新たに長距離会社が電線を共架する形態 ただし、 混在区間にお 前述のとおり長距離会社から本 いて、

地域会社の所有す

3

占用料の経過措置の取扱

ることになる。

負担軽減措置として、平成八年度以降の各年度の 亚 (3) 成八年四月の占用料改正に際して、 事業者

0

表 3 経過措置の取扱い

再編成↓

	平成10年	平成11年	平成12年
会社	(1.1)3A	(1.1)⁴A	
地域会社			(1.1)⁵A×m
長距離会社			$(1.1)^{5} A \times (1-m)$

A:平成7年度の占用料の額。ただし、(政令に定める 占用料の額) > (1.1) A とする。

m:占用物件のうち、地域会社に引き継がれることと なったものの当該占用物件全体に対する割合

占用料の徴収時期

(2)

に占用を許可するものを除き、 度当初に徴収されたことから、 に占用料を徴収するのは、 ・成一 一年度の占用料については、 平成一二年度からとな 年度の途中で新た 承継会社から新た 会社から年

算定の基礎となる前年度の占用料の額は、 号) ないから、「道路法施行令及び道路整備特別措置法 再編成により会社が分割されたことをもってこの じて得た額を限度とする措置がとられた。NTT 引き継ぐ占用物件に応じて分計した額となる(表 前年度に支払った占用料をそれぞれの承継会社が も継続して適用されることが示された。その際、 和四二年一一月一三日付け建設省道政発第九〇 施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭 経過措置を適用しないこととすることは適切では 占用料の額は、 記 33回回の取扱いは、承継会社に対して 前年度の占用料の額に一・一を乗 会社が

= 関する取扱い 共同溝の建設負担金、管理負担金に

<u>3</u>

の七月一日にまたがり、 ことから、 有する権利及び義務が各承継会社に引き継がれる の建設費、 と長距離会社の二の承継会社に引き継がれる場合 共同溝の建設に係る諸手続きが、NTT再編成 次のとおり通達で示された。 管理費の取扱いについては、NTTの かつ地域会社のいずれか

1 費用の額を共同溝の整備等に関する特別措置 管理費用については、 七月一日前に会社が既に共同溝法第一四条 項の規定による許可を受けている場合の 会社が負担すべき管理

> 注電線共同溝については、二の承継会社に引き継がれる例が 条第一 全国で数例ということから、通達では示されなかったが ぞれの承継会社に負担させることとなる。(管 取扱いは共同溝の例によることになろう。 理費用については、①と同じ取扱いである。) の数量及び規模の割合に応じて分割し、それ されていた建設費の額を承継会社の占用物件 けていない場合には、会社が負担することと 第一四条第一項の規定による占用の許可を受 二項の規定による申出を行っているが、 負担金の額を定めることができるものである。 ときは、 く公平を欠くと認められる場合」に該当する きない場合又は同項の割合によることが著し 第二項の規定の「前項の規定によることがで の承継会社に負担させることになるが、同条 法施行令 七月一日前に会社が既に共同溝法第五条第 項の規定に基づいて分割し、それぞれ 共同溝を占用する者の意見をきき、 (昭和三八年政令第三四三号) 第六 同法

2

四 地下埋設電線の名称等の明示について

線の取替時等に際して承継会社の名称を明示する 社の名称を明示することは不合理であるから、 設の地下電線についても改めて掘り返して承継会 等の名称等の明示について規定されているが、既 道路法施行規則第四条の三の二において、 電線 電

ものとした。

五 覚書等の取扱いについて

復書簡により確認され、七月一日付けで建設省都 NTTが再編成されても従前どおり取り扱うこと 等 市局長及び道路局長名で通知された。 が必要であることが、各承継会社と建設省との往 の設置及び通信役務の提供の取扱い)については 道等 (有料道路を除く。) の管理に用いる通信施設 路を添架する場合の費用負担の取扱い、 取扱い、②橋の新設又は改築に際し、電気通信線 再編成に伴い、これまでに会社と締結した覚書 (①占用物件等の移転等に要する費用の負担 3 玉

4 の覚書の なお、 電電公社の民営化の際においても、 「例による」措置が取られている 従前

あとがき

におかれましては、 適切な対応を取られるようお願いしたい。 された内容は以上のとおりである。 留意事項及び覚書等の取扱いについて、 NTT再編に係る占用に関する事務の取扱いの 改正法及び通達の趣旨に鑑み、 各道路管理者 通達に示

党 書	締結者	読み替え
①占用物件等の移転等に要する費用負担		日本電信電話株式会社
日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件 等の移転等に要する費用の負担に関する覚書 (平成10年7月21日)	建設省道路局長 日本電信電話株式会社代表 取締役社長	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件 等の移転等に要する費用の負担に関する覚書 (平成10年7月21日)	建設省都市局長 日本電信電話株式会社代表 取締役社長	NTTコミュニケーションズ
②橋の新設又は改築に際し、電気通信線路を 添架する場合の費用負担		日本電信電話公社
橋の新設又は改築に際し、公衆電気通信線路 を添架する場合の費用負担に関する覚書 (昭和39年3月25日)	建設省道路局長、都市局長 日本電信電話公社施設局長	↓ 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 NTTコミュニケーションズ
③一般国道等(有料道路を除く。) の管理に用いる通信施設の設置及び通信役務の提供		日本電信電話公社
一般国道等の通信施設に関する覚書 (昭和45年 4 月17日)	建設省道路局長 日本電信電話公社営業局長 同公社施設局長	↓ 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
一般国道等の通信施設に関する覚書の 細目事項 (昭和45年4月17日)	建設省道路局長 日本電信電話公社公社営業 局長、同公社施設局長	

(注)③について、長距離会社であるNTTコミュニケーションズは通信施設の設置及び通信役務の提供を 行わない。



年

はじめに

態の変化の中で生まれつつある社会経済の変化を 社会資本ストックの特徴や課題、 らずそれに関連する動きとの関係に着目しつつ、 して今後の方向性を考えている。 とらえ、その観点から改めて人口動態を見つめ直 日本がこれまで創り上げてきた国土や都市、住宅・ 「第 1 総説」において、 過去将来の人口のみな さらには人口動

今年の国土建設の現況 (建設白書) では、 まず

> 部分を中心にその概略について紹介する。 以下、 て解説している。 本年の建設白書のうち、 総説、

第 総説

~人口の動きから見た住宅・社会資本~

動き

第

規模も戦後から約 現在まで我が国の経済規模はおよそ一〇倍、 節 一・六倍となった。

Ę

平成一

〇年度、

平成一一年度の主要施策につ

新の資料

情報に基づいて整理・分析するととも

道路をめぐる現状と課題を最

道づくり」と題し、

関係施策については、「社会、経済、生活を支える

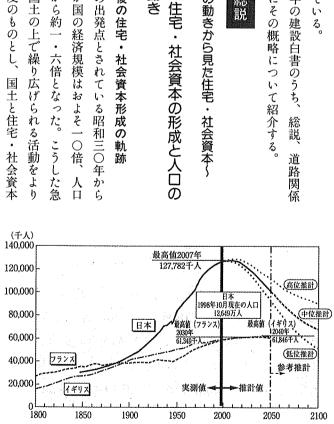
また、

「第 2

国土建設施策の動向」のうち道路

第一

活発で高密度のものとし、 激な変化は国土の上で繰り広げられる活動をより 高度成長の出発点とされている昭和三〇年から 戦後の住宅・社会資本形成の軌 国土と住宅・社会資本 こうした急 人口



資料)国立社会保障・人口問題研究所「人口の動向」、「マクミラン世界歴史統計」、 国際連合「世界人口予測 (1950→2050)」

図表 1 日本・イギリス・フランスの人口の推移 (実測値・推測値)

0 > 形成過程にも大きな影響を与えることとなった

(図表1)。

長の時期とちょうど重なっている ス期」と呼ばれているが、 した時期は世界人口白書においては「人口ボーナ 戦後、 従属負担の継続的な低下をもたらした。 我が国の合計特殊出生率は長期的に低下 我が国の場合は高度成 (図表2)。 こう

すると同時に、

主として第二次産業で雇用され

大都市圏へ膨大な人口が移動

(%)

経済成長率(実質GDP伸び率) 従属人口指数

14

12

10

6

4

2

0

1995 1997

経済成長率 8

高度成長期には、

総務庁統計局「国勢調査」、経済企画庁「国民経済計算年報」 従属人口指数と経済成長率(実質GDP伸び率) 図表 2

> 我が国 他方では人口移動による労働力の供給と需要の創 資本形成が急激に延び、 和四五年頃までは経済の高度成長に伴って民間 出を通じて、 ととなった。このように、 創出され、 人口ボーナスという人口構成上の要因を通じて、 しい世帯の増加により住宅や耐久消費財の需要が 工業化を押し進める原動力ともなった。 この時期の我が国の資本形成を振り返ると、 の就業形態を雇用者化するとともに急速に 都市化・工業化の中で大都市圏への投資 それが高度成長を需要面から支えるこ 高度成長の実現を支えた 社会資本に関しては、 人口の動きは一方では また、 新 人 昭 0

比較的産業基盤で高かった。 の比率が高く、また事業目的別投資額の構成比 口集中・

1990

長がもたらした国土形成過程のゆがみをある程度 国土利用のゆがみといえる問題も引き起こした。 な高度成長を達成し、 産業基盤社会資本に集中的な投資を行って奇跡的 を集めつつ第二次産業に投入し、 人口ボーナスを最大限利用する形で大都市に人口 済は安定成長の時代に入った。 したが、 和四八年の石油ショックの前後に我が国の経 反面で過密・ 人口の動きの観点から見れば、 国民に大きな福利をもたら 過疎問題など、 この時期は高 また民間資本や 国土形成 我が国 度成 は

> 進み、 資が拡大していった。 大都市に比べて遅れていた地方の社会資本整備、 また、内容的にも生活関連基盤整備への投

に関する課題を残した。 上の低未利用地が残されるなど、 高騰が発生し、 になった。この時期には三大都市圏を中心に地価 には、 昭和六〇年頃からのいわゆるバブル経済の時 極集中が起こるとともに、 再び人口移動の波が訪れ、 結果として大都市中心部に虫食 民間の投資が盛ん 住宅・社会資本 東京圏への人口

ない。 られる。 点から残された主な問題として、 きたとはいえ、将来へ先送りされた課題も少なく の後少しずつ手薄であった部分の充実が図られ る経済・社会に対応するため急速に整備されてき の急成長や人口の大規模な移動など急速に変化す このように、我が国の住宅・社会資本は、 特に高度成長期にその傾向が顕著であり、 その中で国土及び住宅・社会資本という観 次の三点が上 経済 Z て

③大量生産・大量消費の生活様式 ②ストックの総合的な機能の弱さ ①人口の配置と年齢構成のバ ラン ス 0) V) が み

章 今後の人口の動向と関連する動き

第 節 世界と我が国の人口の将来推計

(%) 70

65

60

50

45

40

35

1950

修正していく時期

となった。

まず、

社会資本がそ 地域的にも

0

'遅れを少しずつ取り戻していった。

從属人口指数 55

我が国の人口は二〇〇七年をピークとして減少

世界人口 億人にまで減 に近 局 $\overline{\circ}$ に過ぎな に見 面 五〇 1= n へなど ば 车 b は 我 九 か 庄 少するとさ は 九 $\overline{\circ}$ 玉 倒 現 的 在 Ŧi. Ŧi. の な人 0 年 0 人 水準 年に 口 現 減 П 在 n 少の :爆発が で五 0 T は 七割 ţ, 現 が規模 七億 30 在 ?予想さ 増 0 なは微 Ō Ã 約 余 n 00 n であ 割 Z た 対 0))億人 3 世 Ś 約 Ł 界 か³

0

は

度

成

長

期

生 が

産年 Z

Ö

移

動

よる

地

市 1=

)規模に 七 域

に応じ

7

①三大都

市

の都

市

巻

② 政

八 0)

> Ō 的 6 年 髙

都

市

圏

図

(表 3) 0

を設定

n を 令

な人口

減

少

姿を

詳

細

見

る

め

全

玉

3 地

か

で

あ

 $\bar{\sigma}$

齢構

成

0)

w 0

が

今後 -齢層

も影響を及ぼ

7 域

国で約一 となる。 うまく 膨大な増大が なるのに対し n 迎 が 国 えて 围 では一 は 財 利 生産年齢 が 経験 一億人、 崩 Ö Ļ٦ 30 一〇五〇 貿易等を :予想さ 7 τ 天 口 順 たように 1 我 车 シド 調 n が 通 Ġ ħ ŧ 0 U 経済発展 近 T Ť 国 将 でに三〇〇〇万人の |隣諸国 b 7 約 周辺のアジ 来推計を見て 一人口 . る。 我 五億人 が が 玉 を ボ にと 持続 へなど n 人 5 7 П ナ 地域では ·億単 みる Ż っ Ť ボ 0) ても ž 国 Ĕ 0) 位 減 n ナ Ų 利 ば スを 時 で 7 0 我

都市圏の定義

決して均等ではない。

こうし 減

た人人

口

偏在

が

起

内

0 地

今後 域

0 に

人

少

0

進 将

行

は

地

域

的

12

見

7

別

見

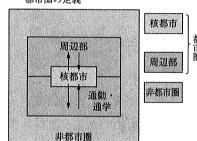
た人 П

П

の

来

推



要が

ž,

٤ 傾

Ē

Ę

数

後

0

向 中

を さ

示す

て 象

向

を

示すであ

3

ź

世

口 減

0

現 굽

ってあ

のように、

我

が

国

0

П

は

当

全

逆

界人口 あ

0

先陣

を 车

虭

9

T 同 界 人

b 様

る

ことに 傾 0 少

注

目

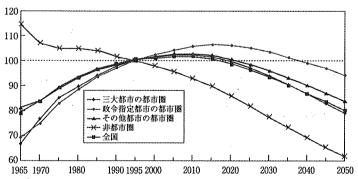
す

B あ

注) 定義について

- 核都市の設定方法
- a) 人口10万人以上で、昼間人口が夜間人口を上 回る都市を核都市とする。
- ただし、a) の都市で、距離が20km以内のも のは、一つにまとめる。
- 都市圏の設定方法
- 核都市ではない市町村について、以下の基準に 当てはまれば、その核都市の都市圏に含まれる ととする。
 - 核都市への通勤・通学者が500人以上の市町村。 核都市への通勤・通学者/在住通勤通学者が 0.05を上回る市町村。ただし、a)、b) の基準 により2つ以上の都市圏に含まれる市町村は、 核都市への通勤・通学者の多い方の都市圏に 含まれることとする。

図表 3 都市圏の設定について



参考) 代表的な都市圏の人口ピーク時期

: 大 都 市 の 都 市 圏 計 (2010年):東京都市圏 (2010年)、大阪都市圏 (2000年)、名古屋都市圏 (2010年) 政令指定都市の都市圏計(2015年):札幌都市圏(2025年)、仙台都市圏(2025年)、広島都市圏(2010年)、 福岡都市閥(2045年)

その他都市の都市圏計(2010年)

資料)建設省

都市圏グループ別人口指数の推移 (1995年=100)

p 分 外 市 縮 あ U 圏 る Ó 小 3 「では減少は緩やかで、 ż ٤ 地 ŧ せ 0 域 τ 0) T 雪 ぁ Ļ٦ 将 来的 n る 4 の 都 減 0 市 都 中 小 圏 市 局 ク 置 二〇五〇年 2 面 w 0 合計 0 (= 1 政 令指定 þ 兀 ŧ 時 つ 都 期 0 点に とそ 都 市 0 地 市 規 前 域 0) 模 n

定都 市 0 都 市 巻 ③ そ 0 他 都 市 0 都 市 圈

道行セ 99.8 17 (人/km²) 中での人口偏在化の動きを見ると、 占める非都市圏全体の平均人口密度は現在の過疎 れる たらされると予測される 地域並に低下し、 は現在の六割程度にまで大きく減少すると予測 120 次に都市圏を核都市と周辺部に分けて都市圏の (図表4)。 100 1995年 81.6人/km² 80 1950年 2050年 101.8人/km² 50.2人/km² その結果、 国土の 60 過疎地域平均人口密度 (1996年) 40 43.1人/km² 「広大なる過疎化」 (図表5)。 全国の面積の約六割 20 総体として核 1950 1960 1970 1980 1990 1995 2000 2010 2020 2030 2040 2050 資料)建設省 かゞ 図表 5 非都市圏の人口密度の推移 ŧ を

> 中 率に迫ることとなる。 な人口増加を経験したが、 高齢者の集中度を見るために全国の高齢者数に占 高齢者の集中が著しいところに大きな特徴がある。 人口が相対的に集中していくというだけでなく、 では高度成長期に生産年齢人口の流入に伴う急激 一〇五〇年には三〇%を超え、 の中で結果的に高齢者が集中する る三大都市の都市圏周辺部の高齢者の割合は、 アが拡大していくことが予測され さらに、 を経験すると予測される。 三大都市の都市圏の周辺部にお 三大都市の都市圏の周辺部 今後は全国的な人口減 非都市圏の高齢化 静かなる集 いては

め

る b

ても現在の九割を超える人口を保つと予測され

都

芾

部分の人口シェアが低下し、

周辺

部 Ó

人口

シ

工

他方④の非都市圏においては二〇五〇年に

第三節 人口に関連する指標の将来推計

持っている。 というだけでなく、 ^方や個人の生活にまで影響を与える幅の広さを 今後の我が国の人口の動きは人口が量的に減る 財政や経済さらには家族のあ

さい。 予測され、 度から二○五○年には八三%へと上昇していくと 齢化が進行する。 しても、 まず、 今後の財政や社会全体に与える影響は大 人口減少と並行して今後さらに少子・ 今後の高齢者の自立性の高まりを考慮 従属人口指数は現在の四五%程 高

> し続け、 的な家族類型となり、 測されているが、 年まで増加し、 労働力投入の減少はそれを補う形で労働生産性が ても労働力人口は二一世紀を迎えてしばらくして 上昇しない限り我が国の経済成長に影響を与える。 減少し始めると予測されている。 世帯数は、 二〇二〇年では 人口が減少局面に入っても二〇一四 その後緩やかに減少し始めると予 その間平均世帯人員規模は縮 特に高齢単独世帯は大きく 「単独世帯」 人口減少による が最も 般

第四 節 交流人口 の 趨勢

増加すると予測されている。

少

力という観点からも国土利用のあり方という観点 流が盛んになりつつある。 やネットワークの整備等により人の移動を伴う交 ならないのは交流人口の動きである。 からも将来を考える上で重要な要素であ 口自体は減少に向かうとしても、 今後の人口の動きを考える場合、 交流人口は我が国の活 自由時間の増大 見落としては 我が国の人

したが って、 人口減少社会においても、 自 由時 少している地域ブロックでも着実に増加しつつ

る勢いで伸びている

(図表6)。

また、

人口

減

度以降は自由時間や消費水準の趨勢を大きく上回

旅客輸送量を参考として見てみると、

昭和六一年

近年、

交流が活発化している様子を一人当たり

ಕ್ಕ

次に、

近年の女性労働力率の増加を考慮に入れ

など ŋ 間 O 交流は盛 Ō 増 要 仧 囡 જ から 所 んに 得 水準 なっ Ó ŧ Ġ 7 ド 向 1) Ļ テ ネ 1 考 17 移 えら ŀ ワ 動 性 Ì n ク は の 整 高 ŧ 備

第 章 社会 経 済 地 域 の 影

第 餰 今 後 n の 動 ŧ の プラス面とマイナス

面

Z よる Ó ること 影 口 響とし 従 0 が多 属負 動 ŧ ٦ 担 Ō て あ 中 増 T も特 大などマイ 済成長の 人 低 口 ナス 下 減 少 の 高 齢化 関 面 か あ 0) 7 進 げら は 行

100との差のプラス

1 人当たり旅客輸送量指数(1985年=100)お費水準指数(勤労者世帯)(1985年=100)

自由時間指数 (1985年=100)

1985

注) 1. 1人当たり旅客輸送量指数とは、国内旅客輸送人キロを総人口で除し、指数化したもの。

消費水準指数とは、月々の1世帯あたりの消費支出額を4人世帯及び30.4日の金額に調整

マイナスを逆転させて100に加えたもの。数値の増大は労働時間の減少、自由時間の増大

を達成 して追 0) 後 解 以は人口減少 放 か す 求してきたことの結果としての 3 女 我 性 手段とし かう 玉 0 の中で次なる目的 社 の 会進出 人 ての П 減少 経済社 など、 は 一会構造の 子ども を見定 n までプラス Ŏ $\widetilde{\phi}$ あ 面 労 b ŋ 働 方を Z あ か ٤ Ž, n

環

境

負荷

Ö

低減

結び

つけるため

12

は

様

Þ

な工夫

0) ことに 米観す また、 減 ŧ cz. ること 人口 土 っ 地 ٤ 目が はできな 0 Þ 住宅 減 向 少 ĺ Ō V Ŵ Ō Ġ 7 イナ ٤ が、 n る必 h 少 ス の 一要が 面ば 点等では人口 なくとも環 あ か 3 h て 安易に 境 は 負荷 減 な

第 節 社 会 の 影

140

120

110

100

90

80

70

60

1970

ラ

ス

の

面

を持

つ

て

ķ

る

可

能

性

があ

3

因である。

最近の1人当たり旅客輸送量

の伸びは、自動車による移動 の延べ人数の増加が大きな要

1975

大量消 る ō) 口 τ まず、 影響を 能 H 費 性 が ば 環 境問 打ち消 大量 あ 環境に対する負荷 3 題であ 廃 ٤ 棄の 応は ような 生活様 3 プ が、 ぅ 人当たりの スに 我 式 は 総量 が が 定着 評 玉 ٤ 価 の Ļ でき 口 エ 7 低 ネ る が か³ 減 減 w П 減 小

> 0) 負 12 お 都 対 有台 す 口 市 我 荷 消 お あ か H τ 規模の小規模化と郊外化が る ほ 低減に の伸 負荷 も広大なる過疎化 数 る 国 保有 自 の 0 関係を 都 び も高まる可 動 結び 台数 が 市 車依存度はます あ の が 調 人口密度と千 る つくとも 多 ⋌ た 小い傾向 能 てみる め が進 性 言えな 人 が ٤ؙ 行する結 が П ます あ る。 進 あ 人当 減 高 み ŋ b 少 だ が まり、 口 渠、 今後 密 h ŧ 実 非 口 (際に 度 0 0 都 環境 自 減 我 都 0 市 環 少 が 低 現 巻 市 動 在 玉 0 車 墳

> > 道行セ 99.8

19

容し、 境に 単 め 5 性 τ と努力が があ 6 す 次に、 身 ę /影響が て意識されてきた家族や地 高 対 n Š. その建設 齢者が 生活支援機 す る機会が Ź 必要であり、 人口 まず、 あ 負荷を最小化すること べる。 増 が :減少する中 加する社会に 多くなる 世帯の 利 今後、 能 崩 0 住宅・ 変化として 廃 自己決定や自己責 小規模化と 方で、 棄・ で 社会資本分野に お 従来 処分の各段 域 Ļ٦ 同居 現 が が て 水水めら 高 n そ 個 は れぞ 万の 者 齢 てくる 日常: 0 化 ガ゚ 往 階で 帰 ñ n b が i= 属 な b 可 3 お 生 変 先 求 能 い

資料) 運輸省「陸運統計要覧」、「自動車輸送統計年報」 1人当たり旅客輸送量指数(1985年度=100) 図表6 探 n が プ ること

が

必要であ

、消費者物価指数で実質化、1985年平均を基準に指数化したもの。

自由時間指数は、年間総実労働時間を1985年度を100として指数化し、

1980

しつが 成みしれば 三言語目 こだらず でこといる。こうした例は大都市周辺部で特に多い。

る ば 寄与すると考えられるが、将来においても、 できる限り総合的なものとなるよう不断に改良を 世帯の小規模化それ自体は生活のゆとりの実現に 加えていかなければならない。また、 住宅・社会資本ストックの機能が長期間にわたり ゆとりや豊かさを実現していくためには、 のも出てくると考えられ、人口の減少を利用して てくる新しい社会の要請に十分に対応できないも 資本の中には、今後の社会情勢の変化により生じ スマッチが生じることとなる。また、住宅・社会 ではない。まず、 とにはならず、 行し、本当に必要なところでゆとりが生まれるこ りの生活が実現する可能があるが、必ずしも容易 人口が減少すれば生活空間に余裕ができ、 方、単身となった高齢者が広壮な住宅に居住 若年家族世帯が狭小な借家住まいを強いられ 人口と住宅・社会資本の余裕のミ 人口減少が地域的に不均等に進 人口減少や 既存の 例え ゆ

以上のようなことを考えると、人口減少をゆと

市場が適正に機能するような条件整備が必要にな

ヤンスを生かすため、 あるためであり、人口 こうしたミスマッチは賃貸住宅市場等が未発達で宅の間にミスマッチが存在している可能性がある。

!め、制度インフラの整備等住宅人口減少によるゆとり実現のチ

するという可能性など、

個々の世帯と居住する住

3

足させたか」という利用者の立場に立ったアウト は 把握されることが多かったが、これに加えて今後 という供給者の立場に立ったアウトプット指標で 会資本の整備水準は一般に「どれだけ整備したか」 を伴いながら人口が減少していく社会では、 の住宅・社会資本ストックがある中でミスマッチ 必要ない」という議論も性急であることが分かる。 にゆとりの生活が実現するからもう新たな整備は 当たりの住宅・社会資本ストック量が増え、 カム指標の確立も必要である 人当たり整備指標に限らず、これまでの住宅・社 しもゆとりや豊かさを示すものではなくなる。 あることが分かり、「人口減少社会においては一人 りの実現につなげるためには工夫と努力が必要で 「整備した結果、利用者のニーズをどれだけ満 住宅・社会資本の一人当たり整備指標は、 必ず 既存 自然

第三節 経済への影響

齢化する労働力は高い教育水準を持ち、円熟した的に動作性能力は衰えないとの指摘もあり、今後高助力の高齢者や女性の就業率の高まりを考慮しても、の高齢者や女性の就業率の高まりを考慮しても、の高齢者や女性の就業率の高まりを考慮しても、まず、生産年齢人口が減少を続ける中で、今後まず、生産年齢人口が減少を続ける中で、今後

中でその価値を高めていく可能性もある。のあり方が多様性を重視するものに変化していく智恵を蓄積してきていると考えると、将来の生産

形成される資本の質も重要である。
次に、投資に影響を与える貯蓄の動きである。
次に、投資に影響を与える貯蓄の動きである。
次に、投資に影響を与える貯蓄の動きであるが、貯蓄がいかに生産性の高い資本
を重要であるが、貯蓄がいかに生産性の高い資本
と重要であるが、貯蓄がいかに生産性の高い資本
と重要であるが、貯蓄がいかに生産性の高い資本
とが。ただ、量的な側面からの貯蓄率を考えること
にっただ、量的な側面からの貯蓄率を考えること
にっただ、量的な側面からの貯蓄率を考えること
にっただ、量的な側面からの貯蓄率を考えること
にっただ、量的な側面からの貯蓄率を考えること
にっただ、量的な側面からの貯蓄率を考えること
にったが、投資により

けば、 いる。 長に貢献するものと考えられる。 加により生産力効果の高い社会資本を整備して を可能にしたりするように、 たり上下水道や都市交通体系が都市的な生産活動 社会資本は、例えば道路や港湾が物流を円滑にし 支えていくために技術進歩が重要性を増してくる。 上の度合いが低下してきている中、 次に技術進歩である。 労働力も民間資本も延びない中でも経済成 既存ストック機能の充実や新たな機能の付 我が国の労働生産性 生産活動に貢献して 今後の経済を の 向

様化し、会社組織に閉ざされていた智恵や技能が序列型の組織は維持が困難になり、雇用形態は多ようなピラミッド型の人口構造を前提とした年功また、人口が減少局面に入る中で、これまでの

のと考えられる。 のと考えられる。 でと考えられる。 でともという観点から考えれば、経済成長にとないを生むという観点から考えれば、経済成長にとないものの、豊かなを生むという観点から考えれば、経済成長にといるではいる可能性もある。こうした活動は、通動がNPO活動やボランティア活動の中で行われ解放され、情報通信技術と結びついて創造的な活

第四節 地域への影響

られることになると考えられる。体が変化することに伴い新たな課題への対応を迫心として静かなる集中を迎え、そこに居住する主三大都市の都市圏の周辺部は、今後高齢者を中

なる集中問題が生じる可能性がある。を増やしていくことも考えられ、従来とは質の異とした昼間人口の増大が地域の社会資本への需要とした昼間人口の増大が地域の社会資本への需要する人口が減少する一方、周辺部の高齢者を中心する人口が減少する一方、周辺部の高齢者を中心

第二に、子育てのための施設機能・サービスなどが次第に不必要となる一方で、高齢者が安心しどが必要となる。集中する高齢者等が住みやすくどが必要となる。集中する高齢者等が住みやすくとが必要となる。集中する高齢者等が住みやすくと増加する高齢居住者のミスマッチが起こトックと増加する高齢居住者のミスマッチが起こる可能性がある。

が困難となるところも予想され、それを維持して τ の役割が注目される。 いく上で、近年ますます活発になりつつある交流 必要である。また、コミュニティの存続そのもの となり、物流などにおける一層の効率化の努力が 礎的なサービスを効率的に提供していくかが問題 後人口規模が縮小していくに従って地方自治体の なると急激に一人当たり歳出が増加している。 当たり歳出額の関係を見ると、人口規模が小さく 予測される。 圏では、地域の存続も含めて厳しい状況になると 財政効率が低下していくことが懸念される。 広大なる過疎化が進行すると予測される非都市 非都市圏では高齢化する住民にいかにして基 現在の全国の町村の人口規模と一人 従っ 今

第四章 新たな展望と住宅・社会資本の

引き起こされるマイナス面を緩和する(登り坂を移動集中を利用することで発展を遂げた我が国の経済社会は、今後、人口が減少する中で従属負担の係下と人口のの 展望を開く個人の活動の量的・質的拡大

また一方で、人口減少の中での従属負担の増大

取組が必要である。

緩くする)ための子育て支援施策などの継続的な

策が考えられることになる。 策が考えられることになる。 なせることができれば、それを新たな人口ボーナさせることができれば、それを新たな人口ボーナをせることができれば、それを新たな人口ボーカーではることを考えるとプラス面を実現、発展整ってくることを考えるとプラス面を実現、発展をはある「逆人口ボーナス現象」も、可処分時間のによる「逆人口ボーナス現象」も、可処分時間のによる「逆人口ボーナス現象」も、可処分時間の

いて考えることとする。のメカニズムと対比しつつ今後の新たな展望につのメカニズムと対比しつつ今後の新たな展望につそこで、まず我が国が経験した「人口ボーナス」

の四点があげられる。と労働供給の循環、④就業形態における雇用者化一的な消費文化の普及、③継続的に拡大する消費の的な消費文化の普及、③継続的に拡大する消費の四点があげられる。

一方、人口減少社会における「逆人口ボーナスと対現象」を見た場合、①(高齢)単身・夫婦のみ世帯の自由度の増大、②より多様で高度な消費文化の普及、③継続的に拡大する智恵・技能と社会参加の循環、④ベンチャー企業の創業やボランティア活動など活動形態の多様化が人口ボーナスと対別する点としてあげられる。

く、個々人の行う様々な活動を量的・質的に拡大の層の特定分野における活動に着目するのではなし、「新人口ボーナス」とするためには、まず特定しうした「逆人口ボーナス現象」の特徴を活か

とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とていくことが望まれる。そこで、今後の経済社とでいくことが望まれる。

と考えられる。本はその一部ではあるものの重要な役割を果たす本はその一部ではあるものであるが、住宅・社会資で初めて意味があるものであるが、住宅・社会資こうした環境でくりは社会全体として取り組ん

第二節 住宅・社会資本の役割

資本として今後重視していくことは、こうした環境づくりを志向するため住宅・社会

- 1 住宅・社会資本の機能を再編成すること
- すること
 3 循環型社会の構築や交流の維持拡大を支援

この場合に注意すべきことは、我が国においててみることとする。

ある。 備 ている。 施策の基本的方向について (エンゼルプラン)」を り坂を緩くする施策を両面から行っていく必要が の影響が緩和される可能性もあると考えられる。 活の実現③子供の遊び場、 ての両立、家庭の団らんのためのゆとりある住生 ①良質なファミリー向け住宅の供給②仕事と子育 るとともに子育て施策を総合的・計画的に推進し まとめ、社会全体の子育てに対する機運を醸成す は平成六年一二月に「今後の子育て支援のための を取ることが重要な点である。政府内部において 施策と同時に、子育て支援について継続的な施策 右記のような個人の活動の量的・質的拡大を図る は人口の増加から減少への変化が急速であるため、 た子育て支援により、結果的に社会の急速な変化 このように、登り坂を逆手に利用する施策と登 の観点から各種の施策を講じている。こうし 建設省としてもエンゼルプランの中で、 安全な生活環境等の整

1 住宅・社会資本の機能の再編成

ドに立って活動の支援機能を徹底的に効率化するにも充実させていくために、住宅・社会資本が支えている様々な活動ができるだけ効率的に行われるように支援することが求められる。

求められる。

にして考えてみる。を活かした民間企業における効率化の動きを参考を活かした民間企業における効率化の動きを参考このような観点からの住宅・社会資本の機能の

「範囲の経済」とは複数の生産物を生み出す際に、それらの間に共通の生産要素を複数の生産過に、それらの間に共通の生産要素を複数の生産過程に汎用させ、総体としての費用を低減させるこ程に汎用させ、総体としての費用を低減させるこ程に汎用させ、総体としての費用を低減させるこ程に汎用させ、総体としての費用を低減させるこ社会的機能を付加することにより社会資本に新たな社会的機能を付加することにより社会資本に対している。

動する場合の鉄道と道路といった社会資本の連携連鎖として考える必要がある。例えば、場所を移社会資本が提供するサービスも一連の供給過程の用することによって生まれる経済性一般をいう。「連携の経済」とは、広くはネットワークを利

携の経済」を追求していくことは今後の社会資本 携が考えられる。このように一つの結果を形成す や を考える上で重要な視点である。 であり、 るためには、 連の供給過程の中で関係者と情報を共有して「連 物流サービスなど社会資本と民間の活動の連 社会資本の生み出すサービスに関しても 供給の連鎖の間の機能の連携が重要

のかも大きな課題となる。 な需要対応との調整の中でいかに再構築していく は くる可能性がある。 るため、 本が既に整備されたところで人口が徐々に減少す また、人口減少社会においては、住宅・社会資 既にある住宅・社会資本を所期の目的と新た 利用者との施設のミスマッチが生まれて 今後の人口減少社会において

ある。 門内部での役割分担の見直しなどが必要である。 要とされるものを誰がどのように供給するのが最 コストだけがかかるものは、 ように社会資本においても利用者がなくなり管理 考えて、PFIなどによる民間との連携や公的部 共事業の主体も自らの行うべきコアとなる領域を 図ることが必要である。 も合理的かを考えて効率化に向けた質的な転換を 編成し、 現在、 民間が収益を生まない生産設備を廃棄する 住宅・社会資本においても同様に、真に必 民間企業においても生産要素や組織を再 効率化に向けて質的な転換が行われつつ 国・地方公共団体など公 社会資本の多様性を

> 3 考慮しつつもその機能の廃止を検討する必要もあ

用状況など事業の必要性や効果の確認、 後の事業の事後評価システムに関しては、 基礎的又は広域的な事業に限定し、それ以外は地 直しについては、 評価システムの確立を行っている。直轄事業の見 方公共団体に委ねることとしている。また、 おける直轄事業の範囲の見直しや公共事業の事後 年度中に導入することとしており、施設の利活 建設省では、これらの点も踏まえて公共事業に 全国的な見地から必要とされる 環境への 平成一 完了

2 都市の集積による活力の維持と都市の魅力

影響の確認等を行うこととしている。

てくる。 にあたって都市の集積は改めて重要な意味を持っ 個人の活動の量的・質的拡大の可能性を考える

能性がある。 人口の持っていた従来の集積密度は小さくなる可 都 めの重要なヒントになるものと考えられる。 確認することが人口減少社会の活力を生み出すた 活躍していく「場」として都市の集積の意味を再 新たな経済社会活動や深化する交流の主役として 市圏の人口自体の絶対数は減少していき、 将来においても相対的に都市化が進展するが、 今後大都市に集中する高齢者がNPO活動等の また、今後の人口減少局面において 都市

2

は、 な形で減退するおそれがある。 えられ、これまでの都市の集積の魅力が徐々に様々 既に居住する人々が点々と減少していくと考

えられる。そのことを、 変化の中で新しい意味づけを得るようになると考 を維持することは困難になると考えられる。 これまでのような魅力によって現在の都市の集積 わらず、むしろ人口減少とそれに伴う経済社会の しながら、将来においても都市集積の重要性は変 このようにこれからの人口減少社会にお 以下の三点から考えてみ いては、

1 重層的なネットワークの母体としての都市 の る。

協力の関係が社会全体の活力となるためには 実験の機会が多い都市という舞台が重要な役割 ともに活力のポテンシャルを向上させる実践や 諸々の関係の量的質的な密度が高く保たれると 団が創られるようになりつつある。このような や考え方を共有する人々による様々な小さな集 織から退いた年齢層が支配的になる中で、 を果たす 会社組織の存在意義が大きく揺らぎ、 会社組 目的

してきた。 ても生産額においても第三次産業の重要性が増 企業の孵卵 我が国で都市化が進行する中で、 一装置としての都市の集 雇用におい

くと思われる。 都市の集積の持つ意味はさらに大きくなって の集積とそれを支える顧客の集積が必要である。 して機能するためには、 経済のサービス化が進展していけば 都市の集積が企業の孵卵装置と 連携できる多様な業態

3 国際的活力の受け皿としての都市の集積 現在の国際化の流れの中で企業や人の活動範

住宅・社会資本は時々の社会経済的な需要にで

囲も徐々にグローバルなものになってきており、

要である。また、 際的な活動の基盤としても魅力ある都市にして もある。 る高い能力を持つ人材が海外へ流出する可能性 の活力が低下すれば、我が国の重要な資本であ 十分にその能力を活かして活躍できる場所が必 これを防ぐためには我が国の都市を国 今後の人口減少により我が国

いく必要がある。

魅力を創出する事が必要になる。 が相互に高めあう関係が構築されるような新たな 証され、 個人の活動の量的・質的拡大の可能性が最大限保 からの都市の集積の位置づけの変化に対応して、 てきた。今後都市の集積を維持するためにはこれ 以上、三点から今後の都市の集積の重要性を見 知的・文化的なサービスを介して個々人

3 環型社会の構築と交流の維持拡大

進んだ我が国においても、

既成市街地の集積をこ

コンパクト

れ以上分散させないようにした上で、

な都市構造と新たなエネルギーや資源の循環軸を

れらすべてを実現することは困難となる。

(1)循環型社会の構築

人口減少が予測されている我が国においてもそ

く ることができるかについて考える。 社会資本が循環型社会への転換にどのように関わ ムを構築することが急務である。ここでは住宅・ れが直ちに環境負荷の軽減に結びつくわけではな 環境問題に対応するための技術や社会システ

ځ のような住宅・社会資本の持つ行動規定性を的確 動形式を無意識のうちに規定してきた。今後はこ の中で住宅・社会資本はそれを利用する人々の行 きるだけ的確に対応する形で整備されてきた。 に活用し、個々の活動が持続可能なものとなるよ 循環型社会構築のインセンティブ (誘因) を そ

促進にもつながる。こうした取組は、

従来のよう

構築するためには、都市のコンパクトな集積を大 高めていく必要がある。 また、高い生活水準を維持しつつ循環型社会を

たり、 事にしていく必要がある。今後も予想される郊外 ると考えられる。 り日常生活のエネルギー効率を上げることができ ことにより自動車に過度に依存した生活を回避し トなまちづくりを通じて日常の交通需要を抑える 負荷をさらに増大させる方向に向かう。コンパク への人口集積のシフトは、都市全体としての環境 ゴミ焼却熱や下水熱の利用を行うことによ 国土全体にわたり市街化が相当

> 0 循環型社会構築への貢献が期待できる。 基本とした集積の構造を構築する必要がある。 資本の形成にも役立ち、社会全体のリサイクルの リサイクル材を大量に利用できれば、 小さいため再利用されにくい結果になっているも は廃棄物を再生資材として加工できても、 が相当ある。こうした場合、公共事業の現場で また、 住宅・社会資本をつくる過程においても 住宅・社会 技術的に

(2)国土の展望

型システムづくりのために公共事業が積極的な役

くしようという考え方を超えて、社会全体の循環 に公共事業の現場から出る廃棄物をなるべく少な

割を果たしていこうとするものである。

保持、 予測される中で、これまでのような定住人口の増 みで考える限り今後の継続的な人口減少の中でこ いずれも重要なことではあるが、 既存資源の有効活用、日本の原風景や伝統文化の 要性については、集落や地方都市の持続的発展や 大を確保することは難しい。一定の定住人口の必 口減少局面において「広大なる過疎化」の進行が して数々の施策を講じてきた。しかし、 域社会の活力の源としての定住人口の増加を目指 これまでの我が国の多くの地方公共団体は、 国土の保全等色々な観点が提示されており、 定住という枠組 今後の人 地

えられ、 考えられる。 になると期待できる。 たしてきた役割の 大する環境を整えていく中で、 にふれることにより消費の機会も増えるものと考 になれば、 流人口が重要視されてきている。 地域の経済的な活性化につながるものと 双方向で様々な場所を訪れ新しいもの 今後個々人の活動が量的・ 部を交流が果たしていくよう 交流の内容はボランティア これまで定住が果 今後交流が盛ん 質的に拡

図表 7 「定住」、「従来型の交流」、「新しい交流」の違い

双方向性

一方向性

定住人口

新しい交流人口 ボランティア、マルチ ハビテーション

る

継続性

従来型の交流人口

観光、イベント参加

一過性

みならず、 つあり、 等を通じて相互理解を進めるなど質的に深化 好影響を及ぼすと考えられる。 今後この傾向が定着すれば経済的効果の 文化・伝統の継承という面においても しつ

このような中で定住人口に変わるものとして交

違いを、 ことが必要である。 行うべき重要な役割として、 性であり、 あるのに対し、 性の軸で考えると、 向性へと変化しつつあると考えられる この こステージづくりがある。 こうした交流の深化を促すために、 「定住」「従来型の交流」 一過性・継続性の軸と一方向性 さらに「新しい交流」は継続性・双方 「従来型の交流」 「定住」 そのためには、 は継続性・一方向性で 交流主体が活動でき 「新しい交流 は一過性・一 公共部門の (図表1)。 ・双方向 以下の 方向 の

- 早期整備 移動ロスを低減する幹線道路ネット ワ ĺ ク の
- 双方向での交流を促進する美しくて安全な魅 力ある交流拠点の整備
- 応としても望ましい効果を持つものと考えられる。 果たしていくことができれば、 て新たな問題を生んだり複雑化したりいていくこ に残された課題が今後の人口の 実 交流の中継拠点としての地方都市の機能の 高度成長期以来の国土と住宅・ 住宅・社会資本が これらに対する 右記三つの役割を 動きの影響を受け 社会資本 充

宅・ 題 大が、 向上が、 ならない。 の可能性を現実のものとし、 今後の社会における個人の役割の量的・質的 社会の構築がそれぞれ効果を持つと考えられ 静 しも軽減しない環境負荷の問題に対しては循環型 会資本の機能の再編成が、 応できないミスマッチの問題に対しては住宅・ から かなる集中に対しては都市の活力維持と魅力の 社会資本はその役割を果たしていかなけ 生じる新たな問題に対応していくため、 社会情勢の変化に住宅・社会資本が十分対 広大なる過疎化に対しては交流の維 人口が減少しても必ず 高度成長期以来の課 拡大 持拡 n 社

第 2 建 設施策の動向

Ш 社会、 経済、 生活を支える道づくり

1 現状と課題

- (1) 道路をめぐる現状
- 社会・経済・生活と道路の関わり
- 社会を支える

1 (1)

1

ガ ス・上下水道などのライフライン収容空間 ライフラインの確保に資する道路の役割 道 路は、 国民生活に不可欠な、 電気·電話

として活用されている。 道路占用割合:上下水道、 電

九〇%

00%

電話

(管路)

九九%

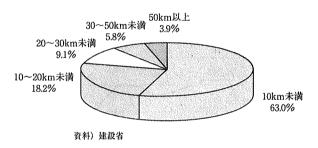
気

(管路) ガ ス

3.80 3.72 3.65 3.60 3.40 3.38 3.26 3.20 3.00 1時間 2時間 3時間 3時間 以 内 以 内 以上 以 内

注)IC迄の時間距離区分で見た小売業売上高の伸び昭和60年時間距離区分 平成9年の売上高/昭和51年の売上高 通商産業省、日本道路公団

図表8 インターチェンジまでの時間距離区分でみた 小売額



図表 9 インターチェンジからの距離別工場立地件数 (平成9年)

(=) 一盤となってい 地方社会をさせ 力圏に お い 30 T は る 自動車交通が社会活動 自動車交通

 (\square)

地

|域の経済活動の活性化に寄

示している。

n

伴っ

て自動

軍

-走行台キロも大きな伸びを

 (\Box)

0

防災空間

とし

ての役割

占

め

る 割

合は年

マ増

加

L

て いる

路

阪 道

神 路

淡路大震災の際には、

幅員

の広

い

道 ıŁ.

(がライフラインの確保とともに延焼の防

に大きな効果を発揮した。

延焼防止率:幅員

m 以

上

. .

00%

(1) 2 経済発展と密接 経済を支える |済の発展とともに運転免許保有者数、 不可分な自動車交通

(1)

玉 m

内輸送に 未満:二

車

|| | | |

0

役

割

の拡大

貨物輸送にお おける自動

ける自動車交通

動

車

-保有台数は急激な伸びを示している。

几

一〇%弱

自 0

(1) 0) 8 加工組 向 経 高速交通網の 上や地域の商業活動の活発化など、 済 活 立 動 型 0 活 の産業構造変化に対応した工 整備は 性 化に寄与して 空港ターミナ Ļ٦ る jν 図 機 地

表 域 能

場立地 輸送が容易な高速道路のインタ 変化に対応して、 重厚長大型から 周辺に多くの工場が立地している 必要な材料 加 工組 立型へ ö 調 0) チェ 達 産業構造 ンジ 製品 **図** Î の

必要な主要品目の H 分担している 菜、 (常生活を支える自動車輸送 果物、 水産品、 - 輸送のほとんどを自動 (図表 10 日

用品等日常生

活

車

輸

3

生活を支える

9

(1)

(1) (\Box) n 宅配便による生活の利便性の タ て次第に安定した。 阪 高速交通 配便 神・ 、スの価格が、 の取扱量は 淡路大震災の影響によって高騰した の確保が物価の安定に寄与 高速交通が 大幅 増加してお 確保されるに 向 b,

速道 |路網の整備による 日 配達圏の拡大は 高

> 26 道行セ 99.8

(=) 0 利 便 性に寄与してい

の 少な 地 速道 域 1= 地 路 お 域に を利用することにより、 H る高度医療を支援 おい ても、 高度医療、

医療機関 救急医

0 利 崩 が 可 能となっ 7 しっ る 図 表11)。

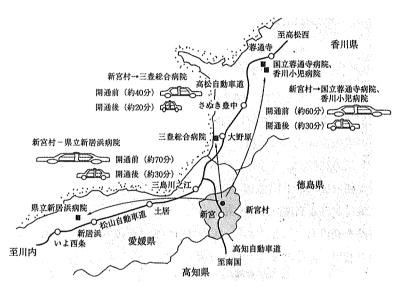
П 多様な道路の機

(1) 経済・生活を支える多様な道路 0

機

自動車 鉄道 海運 r 0.1(鉄道) 穀 物 85.3 14.6 野菜・果物 100 産 品 99.9 0.1(鉄道) 繊維工業品 99.7 0.3(海運) 食料工業品 99.6 0.4(海運) В 用 밂 100 0% 20% 40% 60% 80% 100% 資料) 運輸省「陸運統計要覧」(平成10年版)

品目別機関別輸送分担率(平成9年度・輸送トンベース) 図表10



資料) 宇摩地区広域市町村圏組合消防本部、道路時刻表1985年、1995年

図表11 愛媛県新宮村周辺の医療ネットワーク

離 支える基盤であるとともに、 様である。 クリ まであらゆる 道 動 路 工 車 の機能は多面 Ì を利用する目的を見る 鉄道や航空等の様々な交通 ∄ ン等を目的 動 車交通を担 とする日常生 長距離 っ 7 買 か 機関を b 5 活 物 短 B 距

的であ b 使 ゎ n 方は 多 備

輸送期 に富むようになってきた。 ることがうかがえ また、 の進 間が短縮され、 展 道路整備の は が様な生 割合が増 進 各地での食生活が変 展により 活 活動を 加 して 生鮮 可 お h 能 食料 12 道 Ť 路 品 化 整 0

道の住民に新たな勤務地を供給していると 工場立地が見られること 高速道路 インター チェンジ か 5 周 高速道路は 辺 には多 数 0

交通 様化・ ŋ, お 多様化等により、 は、 ける貨物輸送の積載効率が低下してきて ヤストインタ 自動 渋滞、 我が国 後、 機関の連携のもとで、 高度化がみら 人流、 革の 物流に 人流 の産業構造及び消費構造の高度化 使われ方が異 1 とともに、 流に ム輸送等国民のニー 飛 おける多品種・ 羅的 れるなか、 お ij に増 効率的な輸送 る自 なってお 地 域別、 加を続けてい 都 動 市内道 少量輸送 車 þ 距 0 ・ズの 離帯 分 体 各 路 搥 30 種 别 多

2 空間の充実を図っていく上で、 活や社会面での安全性の確保や質の高 を支える総合的な社会基盤である。 社会空間 路 は 国土空間の有効利用を図 道路は社会の 特 ŋ い生活 再 批 生 生 域

能

道行セ 99.8 27

関連する もの の

える (図表9)。

を形成することが重要となっ てい

(社会の共有空間)の確保

構成要素である。 共有空間として、 地 域 都 市 Ó 極 めて重 一要な

の

衝空間、 交通施設等の収容空間としての機能を担って う場としての活動空間の形成、 空間としての機能を有している。 や避難路、 市や地区のシンボル形成等の機能、 る分野の社会活動と深い関わりを持っている。 道路は空間という側面においても、 のほとんどが道路の地下に収容されてお た環境空間としての機能、 しを支える最も根幹的 道路の下に収容されているなどライフライン 例えば、 また、道路は良好な市街地の骨格形成、 通 緊急輸送路など防火活動のため 水道管の全て、 風 採光、 修景、 な施設として、 ガ 地下鉄などの公共 人々が集い、 ス管の九〇%が 美装化とい その上、 消防活動 人とくら あらゆ 緩 0 憩 都 0)

ため、 た新たな道路整備のあり方を構築するととも 発揮させ、 ることが重要な課題である。 くするよう配慮するなど、 このため、 全国の情報通信ネットワ 歩 道、 個性や魅力あるみちづくりを行う 植樹帯、 今後は、 道 中央帯の幅員をより広 路の 空間機能に着目し Ì 持つ空間機能を ク形成に資す

道路整備の現状

道路整備の水準

ربا __ ど完全にその道路網を無視してきた国は他にな 5 路は信じがたいほど悪い。 J・ワトキンスはその報告書の中で、 名神高速道路建設の調査のため来日したラルフ・ や自動車の通行はいたるところで難渋を極めて わずかに残されたほかは、 終戦直後の我が国の道路は、 る状態であった。 歩みを振り返ると、 戦 荒廃が甚だしく、 後五〇年が過ぎ、 と指摘している。 当時の状況を、 損傷の激しい簡易舗装が そのスタート段階である 道路整備につ 工業国にしてこれほ 砂利道ばかりで、 空襲や財源不足か 「いて、 昭和三一 「日本の道 戦 年 後

い

未だ整備の途上段階にあり、 によって強力に進められているところであるが から始まり、 |年に策定された「第1次道路整備五箇年計| このような中、 現在の 本格的な 「新道路整備五箇年計 な道路整備は、 今後とも着実な整 昭 和 画 画

換算すると全体で一二兆円にも及び、 失は年間で国民一人当たり約四日 て依然低い 港湾と高速道路網のアクセス状況は欧米と比 これはようやく全体計画の半分に達した状況で ○年度末で供用延長が七、 Ď, 例えば、 の推進が求められているところである。 高速道路の整備水準 高規格幹線道路については、 水準にある。 また渋滞による 三七七㎞となるが (図表12) や空港 一時間、 交通渋滞 金額に 時間 平 成 損

国 名	高速道路 延 長 (km)	高速道路延長 国土面積 (km/万km²)	高速道路延長 人口 (km/万人)		高速道路延長 自動車保有台数 (km/√万台)
アメリカ	88,601	90	3,29	17.2	4,32
ドイツ	11,309	317	1.38	20.9	2,58
イギリス	3,226	140	0.57	8.9	1.31
フランス	9,900	180	1.69	17.4	3.19
イタリア	6,460	215	1.11	15.5	1.93
日本	7,377	195	0.59	10.7	1.08

1. IRF 「World Road Statistic '98」による。

日本の高速道路延長は道路局調べの1998年度末現在の高規格幹線道路の供用延長。

図表12 高速道路整備水準の国際比較

五%)、歩道の整備状況をみても必要延長量の五 六%と欧米都市に比べ低く 大きな問題となってい 利便性等と関係の深 東京都区部 (ワシントンDCI) にお 都 いても 市 0) 道 路 面 28

積割合については、

防災性・

機能向上が求められている。 三%に過ぎないなど、社会の共有空間としての

面での対策の一層の充実も求められている。の割合が約六五・五%に及んでいるなど、環境の割合が約六五・五%に及んでいるなど、環境を超える道路

(2) 道路整備の三つの視点

道路は人や物、情報の交流を支える基盤施設であるとともに、航空・船舶・鉄道などの全ての交あるとともに、航空・船舶・鉄道などの全ての交あるとともに、航空・船舶・鉄道などの全ての交の機能や都市の骨格を形成する機能を果たすなど、たている。また、ライフラインの収容空間として、で通体系全体を支える基盤施設である。

点として据える。 にから再構築し、国土・地域・都市を支える公共を間としての道路の機能を最大限に発揮させるため、以下の三つを施策の展開における基本的な視め、以下の三つを施策の機能を最大限に発揮させるた

○空間機能の向上

る施策を展開する。を活かし、社会の共有空間としての機能を高め動できる唯一の連続した公共空間としての特性動できる唯一の連続した公共空間としての特性

○交通機能の向上

な交通機関を支える道路の特性を活かし、人や効率的な社会経済活動を支援するため、様々

○新しいライフスタイルへの対応モノ等の移動の効率性を高める施策を展開する。

なる、情報化や環境保全に関する施策を展開す二一世紀の新しいライフスタイル実現の鍵と

ともに、

道路網の管理の充実を図ることとする。

以上の視点を踏まえ、道路政策を強力に推進す

る。

る。

2 平成一〇年度、一一年度の主要施策

(1) 新道路整備五箇年計画の推進

二一世紀を目前に控え、社会生活、経済活動が、 大中心の安全で活力に満ちた社会・経済・生活の り・地域づくり、輸送の合理化に寄与し、もって り・地域づくり、輸送の合理化に寄与し、もって 均衡ある国土の発展と活力ある経済・安心できる くらしの実現に資することを今後の道路整備の基 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、 本的な方針とする新道路整備五箇年計画に基づき、

イ 社会・経済・生活の緊急課題への対応

「新たな経済構造実現に向けた支援」「活力ある地心市街地の活性化、高度情報化、渋滞対策、交通がしていくため、新道路整備五箇年計画の基本的決していくため、新道路整備五箇年計画の基本的決していくため、新道路整備五箇年計画の基本的決していくため、新道路整備五箇年計画の基本的決していくため、新道路整備五箇年計画の基本的、中社会、経済、生活が直面する物流の効率化、中

として、道路整備を効果的・効率的に推進するとの確保」「安心して住める国土の実現」を四つの柱域づくり・都市づくりの支援」「よりよい生活環境

整備を推進する。また、複合一貫輸送を促進する図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路等の交流ネットワークの充実と地域相互の交流促進をまず、新たな経済構造実現に向けた支援として、

アイバー等収容空間の整備、高度道路交通システる。さらに高度情報通信社会の構築に向け、光フ心市街地の活性化に資する道路の整備を推進をすに対応した橋梁の補強等を推進するとともに、中

空港、港湾等への連絡道路の整備や車両の大型化

『Fife 100元号 : こよ、『等トでを書すき』』また、二つ目の柱である活力ある地域づくり・ム(ITS)に対応した道路の整備等を推進する。

備など交通容量拡大策を推進するとともに、交通グラム」等に基づき、バイパス・環状道路等の整都市づくりの支援としては、「第3次渋滞対策プロ

また、都市構造を再編しつつ、快適で活力ある都上工事の縮減に資する共同溝の整備等を推進する。需要マネジメント施策やマルチモーダル施策、路

事業、電線共同溝の整備等による電線類の地中化するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発市を構築するため、都市高速道路等の整備を推進

計画に基づき強力に推進する。

さらに、

自立的な

については、

今年三月に策定した新電線類地中化

環境と調和の取れた道路の整備、 関と連携して総合的な交通安全施策を推進する。 止に資する渋滞対策等を推進するとともに、 交通環境の整備や交通安全教育の充実など関係機 るため、 るための施策としては、安全な生活環境を確保す の整備や奥地等産業開発道路等の整備を推進する。 ル・橋梁整備事業など地域の連絡を強化する道路 地域社会の形成を図るため、交流ふれあいトンネ 三つ目の柱であるよりよい生活環境の確保を図 また、良好な環境創造のため、 歩道の設置や交差点改良などによる道路 良好な生活環境 地球温暖化の防 自然

雪寒冷特別地域における冬期交通の確保を図る事 安心を確保するため、維持管理の充実等を図ると 図るための施策としては、 ともに、防災対策、震災対策、 四つ目の柱である安心して住める国土の実現を 道路網の管理の充実を図る。 国土の安全とくらしの 避難路の整備、 積

備事業等を推進する

の保全・形成に資する環境施設帯の整備や沿道整

道路政策の進め方の改革

性の確保、 め τ 投資を判断する時代へ移行していることに対応し 進め方の改革を図る。 事業目的と社会的な効果を十分に確認しながら 道路政策をより効果的・効率的に推進するた 重点化・効率化、 適切な役割分担等の視点から道路政策 事業等の評価・ 改善、

> 効率化、 国民と行政、官と民、国と地方が適切に役割分担 I)の実施など国民参加型のオープンな道路政策 透明性の確保、パブリックインボルブメント(P した新しいパートナーシップの確立などを図る。 具体的には、コスト縮減の推進など道路事業の 事業の評価などの評価システムの導入、

新技術の開発・導入の促進

する。 化を図り、 備を推進するため、 用者のニーズに即応した効果的・効率的な道路整 クの老朽化等の喫緊の課題に対応しつつ、 対する要請の高まり、産業の空洞化、 環境・エネルギー問題の顕在化、安全・安心に 産学官及び異分野の技術開発の促進・連携強 計画的・総合的な技術研究開発を推進 新道路技術五箇年計画に基づ 道路ストッ 道路利

(2) 平成一一年度の主要施策 (項目のみ列挙)

1 新たな経済構造実現に向けた支援

1 地域の競争条件確保のための幹線道路網の

ハ) **口**) 地域高規格道路

イ)

高規格幹線道路

- 物流効率化の支援 新交通軸の形成
- ロ) イ) 車両の大型化に対応した道路整備 広域交通基盤連携強化の

物流拠点の整備の支援

- 都市内物流対策
- 中心市街地の活性化
- **口**) イ) 中心市街地活性化 中心市街地の活性化基盤の充実 (賑わいの地区形成)
- 4 情報ハイウェイの構築

万策の充実

- 光ファイバー等収容空間の整備
- 口) 道路管理用光ファイバーの整備
- (5) 道路交通システムの高度化 (ITS) の推

活力ある地域づくり・都市づくりの支援

進

ロ) イ) 総合的な交通円滑化対策

都市圏の交通円滑化の推進

(渋滞対策

1

- 路上工事の縮減
- 2 地域· 都市の基盤の形成
- ロ) イ) 地域・都市の基盤づくり
- 電線類地中化の推進
- 3 地域づくりの支援
- イ) 広域的な連携に基づく地域振興施策の重

点的支援

口)

- 地域間相互の交流・連携機能の強
- ハ) 地域交流の核となる拠点の整備

よりよい生活環境の確保

- 安全な生活環境の確保
- イ) 駐車対策の推進 交通安全施策の推進

安心できる生活環境の形成 (豊かな生活

空間づくり)

良好な環境の保全・形成

沿道環境対策の総合的な推進

荷の低減 二酸化炭素排出規制等の地球環境への負

安心して住める国土の実現

自然環境の保全・回復

バランスのとれた全体道路ネットワー

考え方

道路管理の充実

道路管理の現状と課題

12) 道路ストックの管理 道路空間の管理

道路の防災対策・危機管理の充実

イ) バランスのとれた全体道路ネットワーク

ロ 災害に強い国土づくりのための道路整備

の推進

阪神・淡路地域における復興対策の推進

冬期道路交通確保の推進

(3)

道路事業の効率化

道路政策の進め方の改革

イ) 重点投資を行う分野の明確化

口)

投資効果の早期発現を目指した投資の重

道路政策の進め方の改革

1

点化

事業コストの縮減策の推進

ニ 多様な連携施策の推進

評価システムの導入

イ) 事業評価

ㅁ) 施策の評価

社会実験の推進

透明性の確保、パブリック・インボルブメ

ント (PI) の実施

口) パブリック・インボルブメントの実施

「道の相談室」など国民のニーズ把握の

取組み

4 パートナーシップの確立

イ) 国民と行政の役割分担

ㅁ) 官と民の役割分担 国と地方の役割分担

ロ 道路新技術開発及び国際技術協力

ロ)

社会ニーズに応える研究テーマの重点化

イ)

技術研究開発

研究開発マネジメントの強化

国際技術協力

道路技術基準の整備

@

道路整備を支える道路特定財源制度、有料道

路制度等

(4)

着実な整備のための財源確保の必要性

有料道路制度を活用した道路整備

П

道路開発資金制度

/١



平成九年度道路交通管

はじめに

年度実施しているものである。 するための基礎資料を得ることを目的として、 道路交通管理の実態を的確に把握するとともに、 今後の社会情勢の変化に対応し、道路の実態に即 した望ましい道路交通管理のあり方について研究 道路交通管理統計調査は、 全国の道路について 毎

あり、 本調査の対象は、道路法に基づき指定又は認定 道路運送法に基づく一般自動車道等は含ま 道路管理者が管理しているすべての道路で

調査項目については次のとおりである

れていない。

②道路管理用車両の保有状況 ①道路監理員の任命状況

④道路環境施設の整備状況

⑥道路災害の発生状況

⑦異常気象時の通行規制実績

⑨道路情報モニターの活動実績

⑫特殊車両の指導取締り実績

⑬路上放置車両の処理実績

平成九年度道路交通管理統計の概要

1 道路管理の現況

道路交通管理統計においては、 道路管理の現況 ③道路パトロールの実施実績

⑤道路情報管理施設等の設置状況

⑪道路標識による高さ、総重量等の制限の状況 ⑩車両取締り機器等の設置状況 ⑧異常気象時の警戒・緊急体制の発動実績

送吹乾坤県の任命427/東出10年1月1月11大

表 1 追路監理員(社命状况(平)	议10年4月	引 日現在)
項目	本庁(本局)	出	先機関
道路管理者	道路監理員数 (人)	事務所数 (箇所)	道路監理員数 (人)
日本道路公団	0	115	4,053
本州四国連絡橋公団	0	12 ·	193
都市高速道路公団等	76	47	804
地方建設局等	145	364	3,259
都 道 府 県	1,254	643	12,943
指 定 市	471	119	1,570
市 町 村	12,548	496	1,565
一般有料 土木部企業局		5	12
道 路 地方道路公社		164	554
計	14,494	1,965	24,953

道路局道路交通管理課

表 2 道路環境施設の整備状況(平成10年4月1日現在)

(単位:km)

					(4-17 · Km)
		緑化済	進音	 野壁設置	環境施設帯
		道路延長	道路延長	延べ設置延長	設置延長
高速	自動車国道	4,046.4	1,458.2	2,270.1	173.9
本州	四国連絡道路	67.2	14.7	23.7	2.2
都市	万高速道路	71.1	403.1	826.6	26.3
国一	指定区間内	4,765.5	274.5	422.2	189.8
道般	指定区間外	3,314.0	43.0	49.1	19.2
都	道府県道	8,064.1	176.5	160.6	75.7
市	町 村 道	21,899.5	47.0	51.6	143.2
料一	日本道路公団	378.5	201.7	258.0	27.3
道般	土木部企業局	11.8	8.3	10.5	0.0
四月	地方道路公社	463.0	62.0	72.3	6.9
	計	43,081.1	2,689.0	4,144.7	664.5

備状況は道路情報板約一万九、

平成一〇年四月一日

現在における主な施設の整

〇〇〇基、

車両監

含まれる。

市町村道においても多く設置されている 雨 視用テレビ(ITV)約五、 量計、 道や都市高速道路で多く設置されてお これら施設の設置状況を道路種別にみてみる 二〇〇基、温度計約三、三〇〇基となって 車両監視テレビや交通量測定器は高速自動 温度計等の気象観測装置は都道府県道や 八〇〇台、 n h 雨量計約 (表 3 一方、

車

1

3 1 2)°

を持つ。 自ら現場において各種の必要な措置を命ずる権限 道路管理者がその職員のうちから命じた者であり、 ついて調査を行っている。 を知るため、 道路監理員とは、 道路監理員の任命状況について 道路の管理体制 道路法第七一条四項に基づき、

具体的には、

遮音壁、

植樹帯、

環境施設帯等

0

平成一〇年四 の通りである。 月一 日 現在における任命状況は表

(2)

対策を行っている。 整備による対策とともに、 道路管理者は、 沿道環境保全対策として道路 道路構造の改善による 網

整備を行っており、平成一〇年四月一日現在の整 遮音壁設置延長が約四、 備状況は、 長が約七○○㎞となっている 緑化済道路延長が約四万三、 -1 O km (表2)。 環境施設帯 000 延 km

道路情報管理施設の整備状況について

車両監視装置、 される施設であり、 又は道路利用者に当該情報を提供するために設置 円滑な道路交通の確保のため必要な情報を収集し、 道路情報管理施設とは、 (3) 気象観測装置、 道路上の道路情報提供装置、 道路管理者が安全かつ 緊急連絡施設等が

表 3 - 1 道路管理施設等の設置状況(道路情報板等:平成10年4月1日現在)

		道路情報板 (基)					警報表示板 (基)		車両監視用テレビ (台)		測定器 \$)	路側放送	ビーコン	道路交通	
道路和	重別	A型	B型	C型	電光式	計	トンネル	その他	トンネル	その他	料金所	その他	(区間)	(基)	(基)
高速	1自動車国道	1,659	866	0	790	3,315	1,833	105	1,679	211	2,493	0	130	1,228	81
本州	四国連絡道路	35	13	0	29	77	15	0	2	52	94	16	3	5	0
都市	7 高速道路	56	0	1	1,816	1,873	85	6	368	1,041	561	2,023	46	474	125
国一道般	指定区間内	223	450	18	1,564	2,255	965	77	517	721	154	607	90	239	548
道般	指定区間外	237	529	1,047	1,427	3,240	711	74	88	37	2	23	19	11	187
都;	道府県道	202	957	2,657	1,266	5,082	422	143	57	10	0	9	15	5	633
市	町 村 道	134	74	726	271	1,205	79	119	13	24	0	26	32	0	94
· 18	日本道路公団	305	204	0	256	765	301	1	313	44	333	0	111	6	92
料一 道般 路有	土木部企業局	11	0	40	8	59	4	1	0	0	4	0	0	0	0
四刊	地方道路公社	55	152	122	417	746	132	25	480	146	471	90	18	0	237
	計		3,245	4,611	7,844	18,617	4,547	551	3,517	2,286	4,112	2,794	464	1,968	1,997

道路環境施設の整備状況について

施設の整備状況に

			雨量	t #		退金	温度計 積雪深計		路面凍結構	印形基署	風速	\$4 -	視程障害観測装置			
		道路管理者設置		その他の	計	im/x	tim (Z p)		DC = (ASA)		和如何外仍此所又		354,425,111		OCIETY EI BONISCIE	
道路種	重別	自動伝達	その他	者の設置	ĦI	自動伝達	その他	自動伝達	その他	自動伝達	その他	自動伝達	その他	自動伝達	その他	
高速	自動車国道	562	15	0	577	572	20	258	0	695	0	511	1	268	0	
本州	四国連絡道路	12	0	0	12	16	0	0	0	16	0	23	4	12	2	
都市	万高速道路	18	0	0	18	55	0	9	0	63	0	33	0	8	0	
国一 道般	指定区間内	812	90	63	965	534	183	433	162	373	144	316	79	71	14	
道般	指定区間外	165	75	466	706	225	382	262	101	151	73	42	31	22	2	
都 .	道府県道	320	179	730	1,229	234	416	313	336	166	109	93	58	23	4	
市	町 村 道	507	740	1,219	2,466	171	344	80	348	4	19	144	222	14	2	
*1	日本道路公団	80	7	0	87	83	5	26	0	82	1	79	5	27	0	
料一道般	土木部企業局	0	3	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
11.11	地方道路公社	44	78	3	125	43	44	10	22	23	9	46	23	40	6	
	計	2,520	1,187	2,481	6,188	1,933	1,395	1,391	969	1,573	355	1,288	423	485	30	

表 4 道路災害の発生状況(平成 9 年度実績)

				,				····				
災	基内容	,		盛土法面	石積擁壁			橋脚等	トンネル			
規制	制区間内外の別		落石等	等崩壊	等損傷	地すべり	道路洗掘	洗掘	崩落	雪 崩	その他	計
道路	各種別	1										
		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商	速自動車国道	外	4	3	0	3	0	0	0	0	1	11
		計	4	3	0	3	0	0	0	0	1	11
		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本人	州四国連絡道路	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	市高速道路	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		内	17	5	0	0	1	0	0	2	13	38
	指定区間内	外	18	15	0	1	4	1	1	3	14	57
般		計	35	20	0	1	5	1	1	5	27	95
般国道		内	108	44	6	3	11	0	0	8	27	207
	指定区間外	外	83	62	16	4	20	3	1	2	48	239
		計	191	106	22	7	31 -	3	1	10	75	446
		内	239	147	38	7	14	2	0	4	57	508
都	道府県道	外	317	283	51	19	42	13	0	11	198	934
		雷士	556	430	89	26	56	15	0	15	255	1,442
		内	82	128	52	6	30	9	0	1	27	335
市	町 村 道	外	994	1,489	532	110	276	63	2	8	328	3,802
		計	1,076	1,617	584	116	306	72	2	9	355	4,137
		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本道路公団	外	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
		計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
般		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有料	土木部企業局	外	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
般有料道路		計	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
-		内	2	1	0	0	0	0	0	0	3	6
	地方道路公社	外	1	5	0	0	0	0	0	0	0	6
		計·	3	6	0	0	0	0	0	0	3	12
		内	448	325	96	16	56	11	0	15	127	1,094
	計	外	1,422	1,857	599	138	342	80	4	24	589	5,055
		計	1,870	2,182	695	154	398	91	4	39	716	6,149

道路災害の発生件数はここ数年(1) 道路災害の発生状況について2 異常気象時の対応

加している。平成九年度の主な災害内容・件数は、平成八年度(約三、九○○件)に比べ、大幅に増たが、平成九年度の発生件数は約六、一○○件と、道路災害の発生件数はここ数年減少傾向にあっ

が危険であると認められる場合に、

道路交通の安

豪 (2) 雨

九〇〇件、石積擁壁等損傷が約七〇〇件、道路洗盛土法面等崩壞が約二、二〇〇件、落石等が約一、

掘が約四○○件となっている(表4)。

異常気象時における通行規制実績について

地震等の異常気象時において道路の通行

原因		表 5 通行止め回数(平成 9 年度実績)												
	1													
規制	川区間内外の別		豪雨	地震	豪雪	地吹雪	路面凍結	雪崩	霧	強風	波浪	河川氾濫	その他	計
道路	各種別	$\sqrt{}$					14541					· Cum		
		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高達	速自動車 国道	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		丰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本州	四国連絡道路	外	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
		計	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
		内	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
都	市高速道路	外	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		計	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	4
		内	74	0	0	10	16	1	0	0	5	45	54	205
	指定区間内	外	34	0	2	10	16	2	0	0	5	25	8	102
般		計	108	0	2	20	32	3	0	0	10	70	62	307
国		内	803	4	65	0	25	3	0	1	5	0	13	919
道	指定区間外	外	138	0	20	0	24	1	0	1	2	7	16	209
		計	941	4	85	0	49	4	0	2	7	7	29	1,128
		内	1,415	10	166	9	60	6	0	1	14	5	59	1,745
都	道府県道	外	739	2	91	58	45	7	0	8	1	4	36	991
		計	2,154	12	257	67	105	13	0	9	15	9	95	2,736
		内	131	1	36	0	14	0	0	3	1	4	4	194
īfī	町 村 道	外	1,811	35	82	2	27	3	0	5	3	27	39	2,034
		計	1,942	36	118	2	41	3	0	8	4	31	43	2,228
		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本道路公団	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
般		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有料	土木部企業局	外	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
道		計	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
路		内	33	0	59	0	72	0	3	14	0	0	3	184
	地方道路公社	外	7	0	2	0	5	0	0	2	8	0	0	24
1														

3 違法車両の取締り等

(1) 車両取締り機器等の設置状況について

を実施している。

平成九年度の通行規制実績は、 六○○件となっており、

通行止回数で約

原因別では、 続いて豪雪、

路面凍 豪雨が 規制基準、

通行規制区間を定め、

事前の通行規制

全

円滑を確保するため、

各道路管理者は、

通 行

車重計、 置するとともに、 締りを行うため、 道路法に違反して道路を運行する車両の指導取 軸重計等の重量測定機器の整備を行って これら取締り基地等において、 道路管理者は、 取締り基地を設

いる。 現在、 高速自動車国道、 都市高速道路及び指定

取締りを行っている。

結の順となっている(表5)。 約五、二〇〇回と最も多く、

> 府県道、 い状況である (表6・1)。 市町村道等ではあまり整備が進んでいな

区間内国道では整備が進んでいるのに対し、

都道

(2)特殊車両の指導取締り実績について

している車両及び特殊車両通行許可の条件に違反 して通行している車両に対し、 道路管理者は、特殊車両通行許可を得ずに通行 道路法に基づき、

干の復活傾向を示しており、 い、大幅に減少 正で過積載に対する罰則が強化されたこと等に伴 違反車両数は、平成六年度には道路交通法の改 (約五万台) したが、その後、 平成九年度は約六万

133 3,250

99 3,370

232 6,620

表 6 車両取締り基地の設置状況 (平成10年4月1日現在)

2,729

内 2,456

外

計 5,185

計

	(十成19十)	1) 1 H 2011				
道路和	動	箇所数 (箇所)				
高	速自動車国道	185				
本	州四国連絡道路	8				
都	市高速道路	27				
国一道般	指定区間内	114				
道般	指定区間外	3				
都	道府県道	12				
市	町 村 道	1				
¥:1 .	日本道路公団	30				
料一道般	土木部企業局	0				
时有	地方道路公社	3				
	計	383				

15 327

37 204

52 531 19 187 10 3 21 25 54

70 117

89 304 23 3 40 44 117

13 0

違反車両の違反内容

(3)

台であった(表8)。

19 19 63

項に基づく特殊車両通行許可を有していない場合

違反件数については、 道路法第四七条の二第一

表 7 車両取締り機器(定置式)の設置状況(平成10年4月1日現在)

\	機器		車重計	•		軸重計	<u> </u>	ф	合荷重調	†		車高計	
道路	各種別	箇所数		基数 ラ付き)	箇所数		≧基数 『ラ付き)	箇所数		基数 ラ付き)	箇所数		基数 ラ付き)
高	速自動車国道	185	(185 0)	578	(846 0)	0	(0	576	1	,167 0)
本小	州四国連絡道路	12	(12 0)	12	(26 0)	0	(0 0)	11	(11 0)
都	市高速道路	9	(9 0)	226	(475 437)	6	(12 7)	258	(447 0)
般	指定区間内	94	(92 8)	10	(13 4)	2	(2 1)	29	(33 7)
般国道	指定区間外	4	(4 0)	0	. (0 0)	0	(0 0)	2	(3 0)
都	道府県道	12	(12 2)	15	(25 0)	0	(0 0)	0	(0
市	町 村 道	0	(0	0	(0	1	(1 0)	0	(0
	日本道路公団	30	(30 0)	81	(149 0)	0	(0 0)	74	(174 0)
般有料道路	土木部企業局	0	(0 0)	0	(0	0	(0 0)	0	(0
路	地方道路公社	2	(2 0)	5	(5 0)	0	(0 0)	25	(27 0)
	計	348	(346 10)	927	1	,539 441)	9	(15 8)	975	1	,862 7)

法・車両制限令を遵守するよう、広報活動等を今許可制度の趣旨、内容について理解を深め、道路運送事業者、特殊車両の運転者等が特殊車両通行については減少している。道路管理者においては

が、

約一万五、○○○件となっており、特殊車両

特殊車両通行許可を有している場合

が約六万件、

たのに対し、特殊車両通行許可を有している場合通行許可を有していない場合が前年に比べ増加し

主な違反内容としては、特殊車両通行許可を有後一層強化する必要があると考えられる。

ている(表9)。

路上放置車両の処理実績

しており、社会問題となっている。なっている車両(いわゆる路上放置車両)が増加路上に放置あるいは廃棄され、一般交通の障害と路上、廃棄車両の処理費用の高騰等により、道

にし、この問題に取り組んでいかなければならな 二万五、〇〇〇台であり、このうち約四〇%が指 定市であり、特に大都市で問題となっていることがわかる(表10)。

おわりに

こうした自然条件の下で、道路管理者は道路を良地震などが頻繁に発生する自然条件の下にある。我が国は国土の四分の三が山地であり、豪雨、

表 8 特殊車両の指導取締り実績(平成9年度実績)

			Ι .	取締り活	動	検問車両	違反車両			措 置	内 容		
`			回数	時間	人員			指導警告	措置命令	許可取		刑事告	発(件)
道路行	学理者		(回)	(時間)	(人)	(台)	(台)	(件)	(件)	取締りに 係るもの	事 故 に 係るもの	取締りに 係るもの	事 故 に 係るもの
H :	本 道 路	公 団	2,607	10,845	27,149	36,481	21,314	1,686	8,305	0	0	0	0
本州	四国連絡	橋公団	275	2,380	1,971	312	158	0	0	0	0	0	0
	首都高速	道路公団	1,924	4,625	23,434	25,435	25,121	23,597	1,524	0	0	0	1
道都	阪神高速	道路公団	3,501	8,862	26,520	5,168	5,168	5,071	97	0	0	0	0
路市	名古屋高	高速公社	100	60	724	3,118	2	2	0	0	0	0	0
路公団等	広島高	速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
- 学速	福岡北九州	州高速公社	6	8	45	95	1	4	0	0	0	0	0
	小	計	5,531	13,555	50,723	33,816	30,292	28,674	1,621	0	0	0	1
	北海道	開発局	30	75	337	389	83	59	24	0	0	0	0
	東北地	方建設局	96	201	1,335	864	274	50	184	0	0	0	0
1111	関東地	方建設局	106	246	1,739	1,636	484	70	414	0	0	0	0
地方	北陸地方	方建設局	40	84	695	774	95	56	20	0	0	0	0
カ	中部地方	方建設局	95	280	1,211	1,102	487	218	259	0	0	0	0
設	近畿地方	方建設局	182	468	2,308	2,787	673	573	100	0	0	0	0
局	中国地方	方建設局	94	353	1,088	2,579	653	361	290	0	0	0	0
	四国地方	 方建設局	48	84	696	265	107	89	18	0	0	0	0
चंग	九州地フ	方建設局	145	292	2,245	2,137	. 393	269	123	0	1	0	0
	沖縄地フ	方建設局	20	42	297	126	13	12	1	0	0	0	0
	小	計	856	2,125	11,951	12,659	3,262	1,757	1,433	0	1	0	0
都	道 店	牙 県	22	45	230	135	57	53	0	0	0	0	0
指	定	市	3	8	68	27	8	8	0	0	0	0	0
市	ĦJ.	村	3	3	12	58	0	0	0	0	0	0	0
料	日本道	路公団	316	1,254	3,192	10,855	4,804	155	1,344	0	0	0	0
道般	土木部	企業局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
始有	地方道	路公社	1	2	18	4	1	1	0	0	0	0	0
	計:		9,614	30,217	95,314	94,347	59,896	32,334	12,703	0	1	0	1

り効果的に違反車両数の抑制を図ることが重要で 路法違反車両に対する指導取締りを実施している 路構造の保全及び交通の危険防止の観点から、 更に強まるものと予想される。 備することとされている(このうち平成一○年度 ーズはますます高度化、 係機関との連携を一層強化することによって、 ところであるが、今後とも、 ら道路の整備により、 末までに約三万三、〇〇〇㎞を整備済み。)。これ 型化に対応した約六万㎞の道路ネットワークを整 を支援するため、平成一四年度末までに車両の大 新道路整備五箇年計画においても、 にあり、平成一○年五月二九日に閣議決定された ことが必要であることから、 さらに、 また、近年、 情報収集・提供体制を整備する必要がある。 道路利用者の道路交通情報に対するニ 車両の大型化が進展している状況 車両の大型化の傾向は今後 多様化してきており、 指導取締り体制や関 関係機関との協力体 道路管理者は、 物流の効率化 ょ 道 道

来の道路交通情報をより充実させるとともに、 高 従

異常が認められた場合は

に異常の有無を把握し、

象により災害発生の恐れがある箇所について、

ない。このため、道路管理者は、

豪雨等の自然現

好に保ち、

道路交通の安全を確保しなければなら

発生時においては状況を的確に把握して対処する 速やかに対策を講ずる必要がある。さらに、

以上のような道路管理上のさまざまな課題を検

たい。

本

表 9 違反車両の違反内容(平成9年度実績)

		許	可なし(件	し (件) 許可あり (件)								
道路管	管理者	重量超過	寸法超過	計	経路違反	積荷違反	重量超過	寸法超過	条件違反	その他	計	
日 2	本道路 公日	9,603	6,746	16,349	1,046	609	2,628	1,351	125	643	6,402	
本州	四国連絡橋公	1 8	166	174	0	0	0	0	0	0	C	
471	首都高速道路公	団 7,596	17,476	25,072	596	0	0	0	111	0	707	
道都	阪神高速道路公	团 1,447	2,487	3,934	951	246	661	1,642	2	116	3,618	
現 郎 二路市	名古屋高速公	žt 0	2	2	0	0	0	0	0	. 0	(
路公団等 恵	広島高速公	社 0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
守迷	福岡北九州高速公	社 2	2	4	0	0	0	0	0	0	(
	小 計	18,656	19,967	38,623	1,547	246	661	1,642	113	116	4,325	
	北海道開発	局 12	16	28	2	0	2	1	9	41	55	
	東北地方建設	局 65	37	102	32	6	45	22	37	82	224	
	関東地方建設	局 119	248	367	44	21	74	49	155	9	352	
	北陸地方建設	局 12	3	15	7	5	18	5	13	1	49	
地方	中部地方建設	局 78	116	194	32	32	220	66	55	55	460	
方建設局等	近畿地方建設	局 136	239	375	151	33	235	131	106	153	809	
局等	中国地方建設	局 59	142	201	70	39	240	76	97	171	693	
	四国地方建設	局 19	53	72	18	11	32	15	12	30	118	
	九州地方建設	局 116	128	244	28	12	35	11	50	99	235	
	沖縄地方建設	局 6	6	12	0	1	0	0	1	0	2	
	小 計	622	988	1,610	384	160	901	376	535	641	2,997	
都	道府」	! 7	12	19	20	4	5	1	6	11	47	
指	定 ī	ī 6	1	7	0	0	0	. 0	0	0	0	
市	町	t o	0	0	0	0	. 0	0	0	0	0	
料一	日本道路公	団 2,590	541	3,131	87	155	634	178	53	245	1,352	
行般 道般有	土木部企業	局 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
#U.H	地方道路公	社 0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	計	31,492	28,422	59,914	3,084	1,174	4,829	3,548	832	1,656	15,123	

表10 路上放置車両の処理実績(平成9年度実績)

			W m + -			放置車両処	理台数			
			放置車両 発見台数	所有者	道路管	理者撤去台数	清掃当局	警 察	計	未処理
道路管理	理者 🔪	\	767611	撤去台数	廃棄物	違法放置物件	撤去台数	撤去台数	19	
日本	道路公	1	484	179	56	42	3	4	284	200
本州四	国連絡橋公	ব	2	0	0	2	0	0	2	0
都市高	速道路公団	等	201	142	12	42	0	5	201	0
地方	建設局	等	664	266	204	72	3	19	564	99
都	道府	県	992	198	468	142	9	11	828	155
指	定	市	10,146	3,333	2,559	2,482	987	2	9,363	604
市	町 ;	村	12,410	3,991	4,685	1,314	314	66	10,370	2,041
一般有	土木部企業	制	0	0	0	0	0	0	0	0
料道路	地方道路公	社	68	32	29	1	2	1	65	4
	計 ·		24,967	8,141	8,013	4,097	1,318	, 108	21,677	3,103

秋田県の 道路の 整備に関するプログラム」

秋田 県



和田

湖

田沢湖、

八幡平、

鳥海山等が知られ

てお

の名前は特に有名であります。

四季折々の自然豊かさも自慢であり、

野が米所として、

そのブランド名「あきたこまち」

って肥沃な耕地があり、 分されております。米代川、 全国では第六位の広さで、

秋田、

能代、

本荘の各平 子吉川に沿 九市五〇町

一〇村に区

一三端です。

雄物川、

りますが、

世界遺産に指定された白神山地は広大

なブナの原生林に囲まれてお

b

日本海沿岸

0 厳

い環境で、

その存在感をみせております。

方

人口は昭和五七年から減少しており、

現

岸に位置して、

秋田県は、

東京都の真北約四五〇 その面積は一一、六

km

0)

H |本海沿 秋田のすがた

プログラムの表紙は2001年に秋田県で開催されるワールドゲ ームズの種目「パラシューティング」の競技風景です。ワー ルドゲームズとはオリンピックの正式種目以外のスポーツの 国際総合競技大会で、30~40種目の競技に50カ国以上から 2,500人を越える選手が参加します。 主な種目としては、空手、ボーリング、エアロビック、トラ ンポリン等の多様なスポーツの祭典です。

ます。 七年には一○○万人を割るものと推計されており在では約一二○万人となっておりますが、平成三

産業構造については、第一次産業のシェアが昭 のよう。県民所得の対全国比は八五・八%であり、 ります。県民所得の対全国比は八五・八%であり、 ります。県民所得の対全国比は八五・八%であり、 が道、鉄道などのインフラの整備は、まだまだ充 が道、鉄道などのインフラの整備は、まだまだ充 が道、鉄道などのインフラの整備は、まだまだ充 が道、鉄道などのインフラの整備は、まだまだ充 が道、鉄道などのインフラの整備は、まだまだ充 が道、鉄道などのインフラの整備は、まだまだ充 が道、鉄道などのインフラの整備は、まだまだ充

秋田県の道路現況

計画延長三六一㎞に対し、 行が出来ない状況であるためであります(図1)。 を経由する国道・県道があり、 町村道一八、六五〇・三八九㎞となっております。 六七・九六八㎞、県道二、四一二・三八九 ます。主な理由としては、県際の急峻な山岳地帯 うち交通不能区間は一五路線約六○㎞となって ・七%、市町村道では五七・七%であります。 道路改良率は、国道で九五・二%、県道では七 秋田県の道路は実延長はそれぞれ、国道一、 高速自動車道の供用は、 冬期交通不能区間については、 除雪が出来ないことなどから、 県道四一路線で三二四㎞となっており 平成一一年四月現在で 四五%に当たる一六三 標高が高く積雪が 国道五路線 冬期の通 km 市

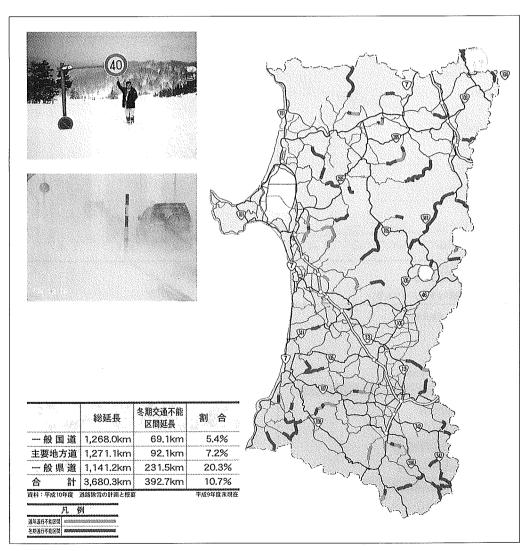


図1 通行不能区間

となってお km 道路 が が三路線 L か 交通の 箇 開 地 所 通 b 域 〇八 高規格 状況は、 Ŧ km であり 整備 b な km道 X 交通 路に 間 候 状況であります。 は当 補路 量 ついては、 線が一 0 箇 增 方 所 加 五 市 現在 伴 街 km 線

で調査 地

1.

お

五. 計

0 画

路 km

新道路計画の策定スケジュール

渋滞は深刻であります

図 2 。

朝夕

Ó H 区

の方向性を検 月の県内ブ たな ・トを実施しまし 並 口 域 討 ッ 版 道 懇 路 談会で地域が 計 画の 月 策定は、 には六九市町 求 める道路整備 平成八年 村 この

域のビ

ジ

月 3 年

成

九

原案作成をし、 結果を踏まえて、 グラム素案を作成 - ラムで地域づく (案) この 亚 からはこの地域ビジ プロ 成 年五月三二 1= 月 (案)、 八月には要望版を公表しました。 対する意見公募をしました。 からは県地方懇談 グラム b ○年には 六月から道路整備プ 道路整備の基本方針 の提言をして、 H を活用 関係機関と最 1知事 6道路 したPR活動 が記者発表をし 行政懇談会やフォ ∃ 会を開 ン道路整備 道路整備プ 'n 終調整を グラ 催 (案) の基 F 4 0) を O地

その後、

成

聞

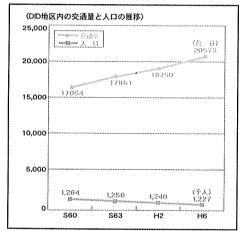
テレビなどのほか、

経済界、

市

町村会、

●交通量は人口を上回る勢いで増加している



注1: ODとは人口集中地区のこと 注2: 交通量は国・県道の平均譲 資料: 道路交通センサス、住民基本台根

●多車線の道路は東北の中でも低い

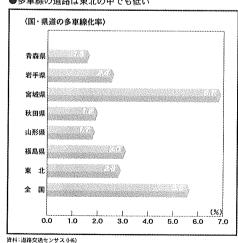
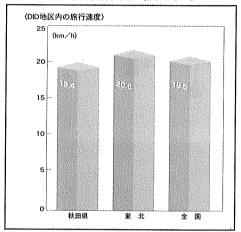


図2 秋田県の道路現況

●DID内の旅行速度は自転車なみに低下している



注1: DDとは人口集中地区のこと 注2: 旅行速度は固・県道の平均値 資料: 道路交通センサス(H6)



ます。 ター ネ ツ ١ 「美の国秋田」 などで実施してお

以下に の概要を紹介します。 一秋 田 県 穴の道路 \bar{o} を強備 関するプログ ラ

四 道路整備へのニーズ

こた結果を主な項目にすると次の通りであります。 1 道路整備に対する意見・要望を各方面から 公募

- 0 雪• 道路整備の視点につい 災害に 強い道づく ij 7
- 人に優しい道づくり
- 自 然・ 環境に優しい道 づ

h

- 一域の個性を生かした道づく
- 地 広域観光ル

Ì

1

-の整備

- 産業や都市の発展を支える道づくり

0 0 0 0 0

- 住 民参加型道づく
- 行 政 投資などの考え方に 0 b

2

高速道路の整備促進

0

|域の発展を支える道づく

地

交通拠点、 中心都市等へのアクセス強化を

0

义 [る道路整備

- 幹線道路の整備
- 都 市 内の交通環境の改善
- 生活に身近な道 |路の整備

0 0

住民参加型道づくり 広域観光ル 1 -の整備

0 0

h

3 0 具体的整備について 行 政が 体となっ た道 こづくり

0 交通安全性の向上

休憩施設等の整備

<

h

利用者にわかりやすい景観に配慮した道

0

交通渋滞等の解消 維持管理の徹底

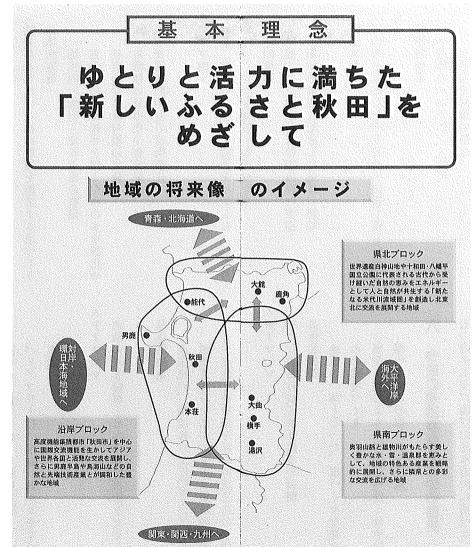


図 3

五 秋田県の道路整備の基本方針

映して、 に整備することにしました。 ト調査や懇談会などを通じて、県民のニーズを反 秋田県の道路整備の基本方針は、 七つのテーマを設定して計画的、 各種アンケー 効率的

ヘテーマー>

環日本海時代の新たな交流軸を形勢する道づく

具体的施策

h

○地域高規格道路の整備 ○高規格幹線道路の整備

○高速交通拠点へのアクセス道路強化 新幹線駅、高速IC間相互 (空港、

○全国一日交通圏への参入を図る道路の整備

(高速ⅠCまで三○分、空港まで一時間

新幹線駅まで九〇分以内

ヘテーマニン

地域内外との交流と連携を強化する道づくり

具体的施策

○都市間相互を結ぶ幹線国道の重点整備

0 □県内九○分交通体系を実現する道路の整備

○生活圏三○分交通体系を実現する道路の整

備

<テーマ三>

魅力あるきれいな都市環境を創造する道づくり

具体的施策

○都市内の放射・環状道路の整備

○都市内の渋滞緩和を図るための多車線化や

○電線類の地中化の整備促進

総合的な渋滞対策の実施

○交通機関相互の連携強化

<テーマ四>

歴史、 文化など特色を生かした「個性あ

る地域づくり」 を支援する道づくり

具体的施策

○観光拠点間を結ぶ幹線道路の整備

○環境や景観に配慮した道路の整備

<テーマ五>

いのちと暮らしを守る安全・快適で美しい道づ

具体的施策

○道路のメンテナンス強化

○交通安全対策の推進

0 緊急輸送道路整備、 震災対策、 防災対策

代替性のある幹線道路の整備

図示しました

(図 4、

表1、図5)。

冬道の安全対策の推進、 冬期交通不能区間

○バリアフリー化の推進、 ○踏切の立体交差化、

わかりやすい案内

老朽橋対策

標識

<テーマ六>

地域の産業振興と日本の食料自給を支える道づ

くり

具体的施策

○産業拠点、 通拠点相互を結ぶアクセス道路の整備 物流拠点(港湾を含む)、高速交

○生産地と消費地を結ぶ幹線道路の整備

<テーマ七>

新たな道路行政の取り組みの展開

具体的施策

○地域と一体となった、 道づくりを進めるた

めの環境づくり

○事業実施のより一層の透明性・効率性を確 保するための取り組み推進

大 今後の道路整備を進める箇所

道路や国道・県道そして主な市町村道について、 七つのテーマに掲げた基本方針に基づき、高速

の解消

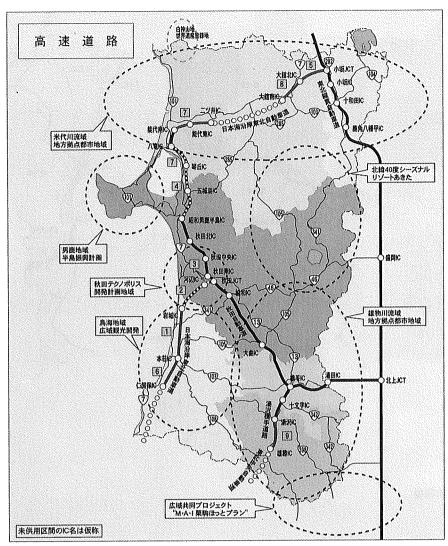


図 4

表 1

テ	Th. 45 At	AV =C 44	前期5年	後期5年	図中
7	路線名	箇 所 名	H10~H14	H15~H19	Nα
1	日本海沿岸東北自動車道	本庄~岩城	事業継続	事業継続・概成	1
1	日本海沿岸東北自動車道	岩城~河辺	全線完成(H14:暫定)		2
1	日本海沿岸東北自動車道	河辺~秋田JCT	全線完成(H13:暫定)		3
1	日本海沿岸東北自動車道	昭和男鹿半島~琴丘	全線完成(H14: 暫定)		4
1	日本海沿岸東北自動車道	大館~小坂	事業継続(H10新規)	事業継続・概成	5
1	国道7号	仁賀保本庄道路	事業継続(H10新規)	全線完成(暫定)	6
1	国道7号	琴丘能代道路	部分完成(H13:暫定)(注1)	全線完成(暫定)	7
1	国道7号	大館西道路	部分完成(H10:暫定)(注2)	全線完成(暫定)	8
1	国道13号	湯沢横手道路	事業継続	全線完成(暫定)	9

(注1)部分完成は琴丘~八竜IC間 (注2)部分完成は大館南IC~釈迦内間 (注3)日本海沿岸東北自動車道の「象湯~仁賀保」、「二ツ井~大館」については、 現在、基本計画区間であり、整備手法の検討を行った上で事業者手を図る。 (注4)高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路も記載しています。

プムグラム対象事業の基準

高速自動車国道 整備計画箇所 主要改築事業等 一般国道 都道府県道・街路(県事業分) 全体事業費10億円以上 または全体延長1km以上

市町村道・街路(市町村事業分) 区画整理事業

主要な改築事業 補助事業分が30億円以上

予算、用地所得、埋蔵文化財調査等が予定どおり進捗した 場合の現時点における目標です。

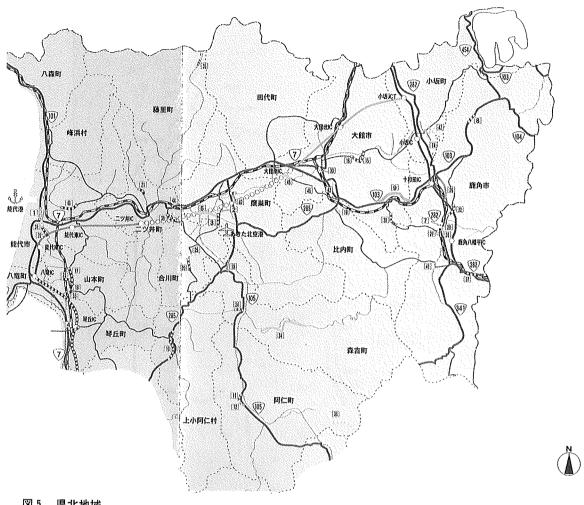


図 5 県北地域

とご協力をお願いいたします。 ただきましたことについて、 るとともに、 ム」の策定にあたり、関係者の多大なご協力をい 最後に、「秋田県の道路の整備に関するプログラ 道路整備についての、 深く感謝を申し上げ 今後のご理解

のひとつに「地域が活発に交流・連携する秋田 期総合計画を策定中でありますが、 を掲げております。 秋田県では、平成一二年度からスタートする次 基本目標の中

県道などの広域的幹線道路や日常生活に密着した 点的に進めてまいります。 道路の整備を県民のニーズに沿いながら、今後重 ことから、高速道路の整備促進はもとより、 生活圏交通の整備」を打ち出しております。 ットワークの整備」、 整備」、「環日本海交流活動を支える物流ネットワ クの整備」、「地域間交流・連携を支える交通ネ 政策の方向としては、「高速交通ネットワークの 「地域内交通ネットワーク・ 国道、

道路管理事務 担当者便り

首都高速道路における管理業務について

首都高速道路公団管理部

昭和三七年に最初の供用を迎えた。 横浜市内、

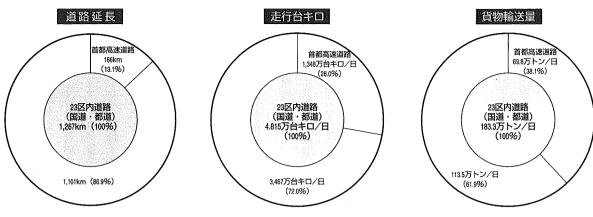
街路交通容量を補完することを主な目的として建 る自動車交通に対応し、圧倒的に不足する都心の 首都高速道路は、 昭和三〇年代の急激に増加

滑に処理しているなどの構造的、 大部分が高架構造であること、 八月現在で二六三・四㎞を供用している には千葉県、埼玉県内へと延伸され、 後述するように、首都高速道路は、 管理業務にもその特色が反映されてい 首都高速道路の管理業務の一端について 膨大な交通量を円 機能的な特色が 平成 その構造の

東北自動車道 (埼玉県) ШПІС 東京外環自動車道 関越自動車道 (千葉県) 小菅JCT 堀切JCT 谷河内 中央環状新宿線 東関東自動車道 मणाटा विमाटा 東名高速道路 第三京浜道路 川崎浮島JCT 川向町 (神奈川県) 東京湾アクアライン **☆**牧ICT 横浜新道 横浜横須賀遊路

図 1 首都高速道路網図

51 道行セ 99.8



出典:平成5年度首都高速道路交通起終点調査及び平成6年度道路交通センサス

日 km

図 2 東京区部自動車交通における首都高速道路の占める割合

2 Z 野 お 0 うことは、 を支える大動 経 れぞれ (2) 菜 H 約 首都高速道路 由 |%に過ぎな ŏ 都 3 L 八%、 輸送物 高 魚などの農水産物 km7 速道路 都高速道路 分担 のうち、 運ば 東京 貨物輸送量では約 資のうち、 していること、 脈 n とし は Ļ٦ が て が、 首 首 の ķ 都高 区 都 ての役割を果た 立 構造 ることなど 地 走 丙 圏 条件が 行台キ 速道路 0 衣 0 0)幹線 加 料等 産業や人 また、 割 が首都 の占 建 Ö 'n 道 倍 足物等が か Ħ で 路 5 東京一 1の約1 はその 用 め 0) して Z わ 高速 温の る割合 0 延 密集 か 長 日 い \equiv 子割, 一八%を ると る 道 約 約 常 $\overline{\mathbf{x}}$ 路 は 生 図 倍 活 7 を

首都高速道路の 概 萝

紹

介する。

首 [都高速道路 0 親況

五.

七 造

km

・ンネ

jν

構

造

が

約

六%の

兀

九 お

km

種別

み

ると、

高

架構造が

約

八

| | | | |

(1)

ところであ 区並木か 鳥町 高速 達 (東京都 年 都 か L Ż 高 5 6 湾岸線が Ī 伸 速道路の á 同 び 同 ķ 中 3. 原用 県同 央区 亚 部 成 宝町 延 最 市 市 i分供用 近では、 磯 長 闹 区 子区杉 は か 年 本牧 h 八月 港区 昭 神 笛 平 ふ 和 成一 **公海岸四** 「及び同 頭 奈川 現 在 一七年に 七 県 六 横浜 年 県 云兰 訚 最 Ł Ŧi. km 市 月 市 初 km 中 金 0 Ŧi. 以 た X 几 供

> あ 首

ることが

わ 路 が 1 1=

か 0 約

る 構

図

3

都

高

速道

造の

大部

分を占め 六

る

0

が 7

高架

地

 \mathbf{F}

構造

七%の

七

km

とな

0

b

来

用

そ つ ること 一較的 置されてい 0 ţ, 位 τ 都 高速道 置 ス か ŧ ~ Ġ 1 つ 1 部 休 路 ij ス 郊外に 7 0 憩 が密集して も大 狭 施設で L> 部 設置さ であ ŧ Ŏ 分が高架上又は高架下に とな Š ţ٦ パ n る 市 T 1 つ T キ 街 Ļ, b シ る 地 3. グ 1-Ł 建 0 工 また、 É IJ 設さ Ź ñ

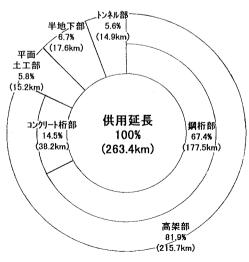


図 3 首都高速道路の構造種類

港湾、 的 1= 使 公園等 崩 L て建設され Ö 公共 甮 地 を高 T b 架あ 3 b は 地 下 を

寸.

52 道行セ 99.8

ì.

る市

街

地であること

ゕ

5

広

紅幅員

0

街

路

河

Ш

(3) 首都高速道路の交通量

なっている (図4)。 ○年度約一一六万台となっており、 てみると、平成七年度約一一五万台、 県又は栃木県の人口に匹敵する規模である 万台であり、 に達している。 一一六万台、平成九年度約 -成一○年度の一日の平均通行台数は約一 H の平均通行台数のここ数年の経年変化をみ この一日の推定利用者数は、 Н の推定利用者数は約二〇〇万人 一一五万台、 ほぼ横ばいと 平成八年度 平成 群馬

| 構造的・立地的特色による管理業務

(1)

高架下空間の活用

部分を除くと、 市内に残された貴重な公共的な土地であること 延長の一 下の土地については、 総供用延長の八〇%以上を占めている。 やトンネル構造の部分を除いた高架構造の部分が 活用を図ることとしている 公団では未利用の土地については、できる限 (述のように首都高速道路の構造は、 割程度である。 公団等で利用可能な部分は総供用 街路、 この高架下の土地は、 河川等となってい (図5・写真1)。 この高架 平 面 部 都

所

消防倉庫、

公共的駐車場等として利用して

地方公共団体等が公園

派出

設等として、

地等の道路管理

一用施設、

都

市

計画駐車場、

賃貸施

0

利用

可

能な土地の大部分は、

公団が補修基

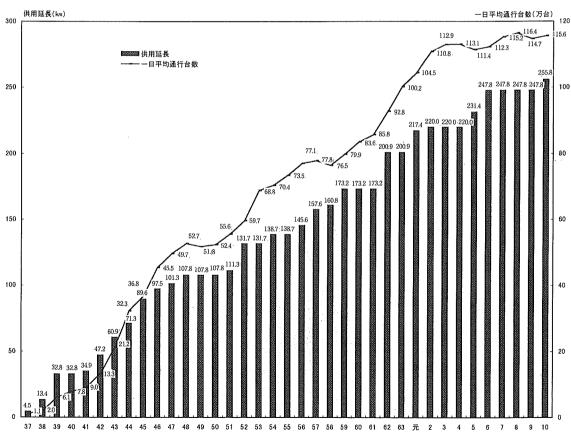
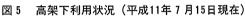


図4 一日平均通行台数と供用延長の推移(平成10年度まで)

利用予定地 首都 軽減するよう努めてい 市 公団利用部分 公団外利用部分 どして活用しているところである 収入等を道路の建設 本行徳約二二、 44% 48% 高速道路 土 地 を利 の活用と 道路管理用施設 駐車場等 40% 000 用する 28% 高架下利用状況 内 訳 (H11.7.15現在) 併せ 管理の お m² Ę 客様の負担を少しでも を新たに公共的 都市計画駐車場 3%)費用に還元させて これらによる占用 公用施設等 9% 賃貸店舗 公園等 1% 11% 駐 車



(1)

・キン

ブ

エリアの

現況



か あ

高架下の利用 写真1

間 を

(2)18 丰 ングエリア空間の活用

IJ 断 ス は の . ツ は 親点 る高速自動 都 最 九箇所に設置されてい 利 高 いから、 近の 速道路 用者 ō 供 車国 その重要性が高まっている 増 用 0 延長の 加 18 1 道 -キング さらには との接続等による 延 伸 る。 エ IJ H お客様サ 本列 これらのP Ź \widehat{P} 島 を縦 長 A

ころであ

る

最近では、

高速湾岸線

の高架下

(千葉県

市

Ш

害者に 極的 首都 る。 設 客様からの意見書であるグリー 線 # H スペ 公団ではお客様が快適に利 す 置するなど、 て改修を実施した川口 Ì に検討の上、 高速道路モニター また、 においては、 るよう努力しているところである Ì 配慮した多目的 ド ス等の設置に努力して スの提供に努めている。 平成九年度 これを取り入れてきめ 公団ではP 工場直送のパ から トイ か の意見、 P 5 i Aを魅力あ Α 平 用できるように、 公衆電話、 成 いるところで (高速葛飾 ンコー 特に身体障 ポ 〇年度に 要望を積 スト 3 細 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 空 駐

2 示 ۶,۷ ・キン ゥ エリアに お lt る屋 外広告物 の 掲

路 動 動 従 月 並 す 該 来 車 車 このような通達改正の動きを受けて、 # 修 道 専 成 n 7 は 1 九年 路 用道路に設け ば 制 ド ЛU 理 の美観を損なわないよう十分な配 地 限の方針であっ ス施設占用 所 \mathbf{H} 域の 掲 付 0 핊 |取扱いについて] (昭和四| 0 H 岢能 屋外広告物)月に 建 設省道政発第九 許 となった。 る休憩所 「高速 可 た P 基準_ 条例等を遵守 自 A内の広告物 動 給油 が 車 改正され 围 一号)の 道又 所 及び 车 公団 は 道 慮 自 自

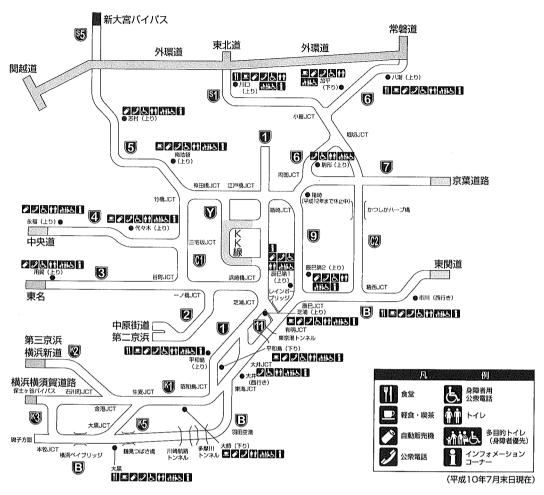


図6 パーキングエリア位置図

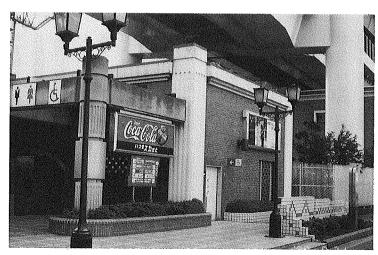


写真 2 大黒PAにおける屋外広告物

では、 屋外広告物 よりP 新たな占用料収入を得ることが可 亚 A 空間 お 成 0 い り掲出 て広告物掲)年四月 の を開 有効利用 始した(写真2)。 から大黒P 示板を一 が図られるとと 一面設置 Ā (高速湾 能 ٤ な b

3 催 Ì ・キングエリアを利用したイベントの開

黒 P る 関連するイベントを川口PA 線)、平和島PA これは、 公団では、 Ā 公団の事業等への理解を深めてもらう (高速湾岸線) 日頃、 毎年八月一〇日 (首都高速一号線上り)、 首都高速道路を利用する の三箇所で実施してい 0) (高速葛飾川 「道の日」 4: 大 具 お П



写真3 川口PAにおける「道の日」イベント

2

<u>3</u> 首都高速道路に関するゲームの開催等を内容 報資料の配布、 道路の役割、 体的には、 の物産の展示・ る。 力を得てパトロールカー等の展示も行ってい としており、 元自治体である川口市と共催しており、 さらに、 ٫۴ ネル、 川口PAにおいては、 また、 現在建設中の路線等の紹介、 お客様等に参加していただく 販売等も行っている 高速道路交通警察隊の協 ビデオ等による首都高 例年、 (写真 地元 広 地 速

震災対策と安全性の強化

(3)

性 が高架であることから、公団では平成七年一月に している。 発生した兵庫県南部地震での教訓を踏まえ、 既述のように首都高速道路の構造の八〇%以上 安全性を強化するために、 以下の対策を実施 耐震

橋脚の耐震性向上対策

1

もに、 落橋防止装置の耐震性を更に向上させるとと 象に補強を実施した ンクリート及び鋼製橋脚約七、二〇〇基を対 いとの設計基準が建設省から示されたこと 支承・落橋防止構造の耐震性向上対策 平成七年度から平成一〇年度にかけて、 落橋防止対策については従来から実施して 支承についてもゴム支承が耐震上望ま 新たに桁がかり長に余裕を持たせ、 (図711)。 コ

橋 脚 橋脚と鋼板の間に 段落し部 鋼 板 主鉄筋 樹脂を注入 帯鉄筋 根巻コンクリート -チング \neg 基礎杭

構造物の震災対策(鉄筋コンクリート橋脚の補強) 図 7 - 1

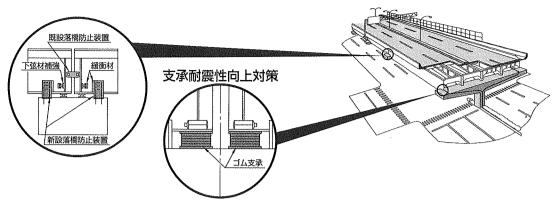
から、 |向上対策に取り組んでいる 地盤流動対策 平成八年度から支承・連結装置の耐 (図712)。 震

3

首都高速道路には、

河川等の護岸と近接あ

56 道行セ 99.8



構造物の震災対策(連結装置耐震性向上対策・支承耐震性向上対策) 図 7 一 2

いたまスーパーアリ-

これらの橋脚は、 盤流動対策に取り組んでいる。 礎フーチング前面に鋼管矢板壁を打設する地 るいは一 |盤流動等による影響が懸念されるため、 体化して建設された橋脚も存在する。 地震時の液状化に起因する

基

その他

4

集計、 絶しないで有効に機能するようなマイクロ(多 た。また、災害時にも管理部局間の通信が途 を構築し、 全路線に地震計(速度計)及び伝送装置等 表示可能な地震計測システムを整備し 通信網を平成一〇年度に整備した。 地震情報が直ちに中央装置に伝送

市 (4) 街地における幹線道路の整備は、 立体道路制度の適用

が用地を買収して事業を行うのが原則であるが 道路管理者 用を図るために道路の立体的区域を決定している。 和戸田線と道路上部に整備される施設との重複利 な整備が可能となった。 1 首都高速道路では、以下の地区において高速浦 さいたま新都心地区



WWW.

図 8 さいたまスーパーアリーナと 首都高速道路との断面イメージ

O U 市機能の発展のための計画である「彩の国 さいたま新都心は、 A n d Ⅰプラン」の象徴となるもの 埼玉県南域における都 Y

に併せ、 が難 用地費の高騰、 立体道路制度が導入された。 月に道路法等の一部を改正する法律が制定され 大都市を中心とした地域における幹線道路の整備 こうした状況を打開するために、 しく、 その周辺地域を含めた一体的かつ総合的 円滑な事業の進捗が図られていなか 代替地の取得難等により用地取得 本制度の活用により 平成元年六

進められている。性の高い都市圏の実現等を目標として整備がてあり、東京への過度の依存を是正した自立

八年 区と公団が行う高速浦和戸田線の事業区域が 業区域を必要としており、「さいたまスー される「さいたまスーパーアリーナ」、「けや 重複していた。 市整備公団が行う土地区画整理事業の施行地 体的区域を決定している(図8)。 を図るため、 アリーナ」等と高速浦和戸田線との重複利用 の建築敷地の一部として高速浦和戸田線の事 きひろば」及び「複合交通センター」は、 さいたま新都心地区においては、 一二月及び平成一〇年一二月に道路の立 公団は当該箇所において、 したがって、 同地区内に 住宅・ 平成 冷 l 建設 Z 都

② 後原中央東地区

が進められている。田線の建設計画を契機として再開発計画事業与野線とに囲まれた地区であり、高速浦和戸置し、一般国道一七号と埼玉県道新方須賀・

住宅・店舗)は、その建築敷地の一部としてしたがって同地区内に整備される施設(共同高速浦和戸田線の事業区域が重複していた。う市街地再開発事業の施行地区と公団が行う

一二月に道路の立体的区域を決定している。にめ、公団は当該箇所において、平成一〇年同施設と高速浦和戸田線との重複利用を図る高速浦和戸田線の事業区域を必要としており、

四膨大な交通量を処理する交通管制業務

(1) 交通管理業務

① 道路交通情報の収集・処理・提供

① 道路交通情報の収集・処理・提供

① 道路交通状況に関する情報を収集し、収

対し必要な情報を提供している。

具体的には、車両感知器、気象観測装置等

具体的には、車両感知器、気象観測装置等

なっ分以内に行い、図形情報を収集し、収

集された情報を基に、情報提供に必要な処理

集された情報を基に、情報提供に必要な処理

② 巡回・機動

効率的に提供している。

る定期的な道路巡回を実施している。事故の防止を図るため、パトロールカーによお客様の安全走行を確保(落下物の除去)し、お客様の安全走行を確保(落下物の除去)し、

③ 取締り補助

として、公団単独あるいは警察と合同で以下「道路構造の保全及び交通の危険防止を目的

の取締りを実施している。

A:積載物の落下防止等の処置

危険物積載車両の通行禁止又は制限B:水底トンネル及び水際トンネルにおける

等の制限

(C:車両制限令による車両の幅、高さ、

長さ

④ 事故・故障車の処理

行させ、警察又は消防との協力の下、交通整を行うとともに、パトロールカーを現場に急と、直ちに関係機関(警察、消防等)へ連絡と、立ちに関係機関(警察、消防等)へ連絡の団は、交通事故・故障等の通報を受ける



写真 4 小型高性能レッカー車

小 型レ 型で の は)早期 車 手を開発 スリ 渋滞中の 解消を 力 L な車 車をはるかに凌ぐものとなって 車両 導入して 自 両 的 であ E を か ŧ 3 て 分け が る。 小 この **,型高性** 性 て走行できる 能 は従 V 能 ッ 来 カ V \dot{O} ッソ

交

(2)

交通調整業務

渋

消又は予防のために、 通情報及び 協 鎖や集約料金所の流 都 議の 高速道路の過大な交通需要による渋滞 Ĺ 警察の 般道路 権 の 交通管制室で収集した道 限 交通状況を考慮 入制限を行って 12 より 単 独 料金 5 る 所 警察 の 図

П Ł 閉 Ō

(写真4)。

0) 解 不可 速道 たが が岐に 以 五 路 Ł

おわりに

と考えている。 とも首都高速道路の管理に万全を期していきた |欠の社会資本であることを十 が首都圏 わたってきてい 供 用 延 首都高速道路 長 の 0 産業や 延 伸 ತ್ತ の管理 とともに管理業務も複 人 々の日常生活を支える 公団としては、 業務 分認識 0 端を 首都 紹 今後 雑 介 髙

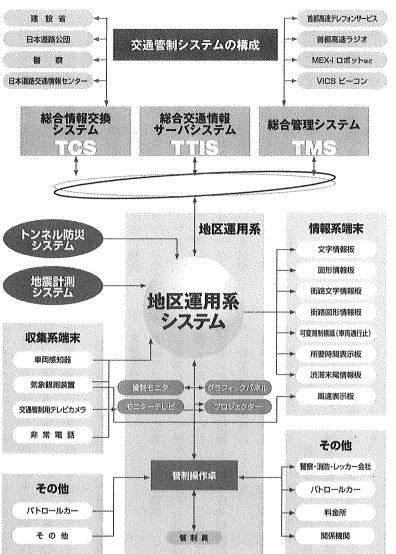


図 9 交通管制システムの構成



山梨県の地域活性化促進道路整備事業

山梨県土木部道路建設課

はじめに

反面 であり、県土の七八%が森林で覆われ、可住 土総面積の一・二%)で全国第三二位の広さ 島のほぼ中央に位置しております。県庁所在 国定公園に二つの県立公園を加えて、県土の 立公園、 地面積の割合は二一%とごく僅かです。その m級の急峻な山々に囲まれた典型的な山岳県 には八ヶ岳、 であります。地形的には、南に富士山、 位置にあり、面積は四、四六五・三七㎞ 地である甲府市は東京都心から約一二〇㎞の 梨県は、関東地方の西部にあり、 富士箱根伊豆国立公園、 秩父多摩国立公園、 西には南アルプスと三、〇〇〇 八ヶ岳中信高原 南アルプス国 日本列 、北西 国

二八%を占める自然公園があります。気候は二八%を占める自然公園があります。人口は八八万一、九九六人(平成七年一〇月一日)で、全国第四二位、全国人口の〇・七%を占めて全国第四二位、全国人口の〇・七%を占めては全国第一五位ですが、一方では平均寿命のは全国第一五位ですが、一方では平均寿命のは全国第一五位ですが、一方では平均寿命のは全国第一五位ですが、老年人口の割合が一八・一%と高く、すでに老齢人口が年少人口を上回り全国に比べいち早い高齢化が進んでを上回り全国に比べいち早い高齢化が進んでいます。

める果樹王国であります。また製造業におい生産額が県全体の農業粗生産額の約六割を占産量全国トップとなっており、果実の農業粗産業としては、ぶどう、もも、すももが生

年伸び率九・五%は全国平均の一・七%を大ており、平成七年度の製造品出荷額等の対前が製造品出荷額等において全国トップとなっては、貴金属製品、産業用ロボット、果実酒

道路整備の基本方針

山梨県では、

県民誰もが真に生活の豊かさ

きく上回る第一位となっています。

な交通体系の整備が不可欠であり、その中で程念とし「環境首都・山梨」の実現を目指し程界やまなし」の実現のためには、人々の活住県やまなし」の実現のためには、人々の活生界な交流を可能にする利便性の高い、総合的発な交流を可能にする利便性の高い、総合的発な交流を可能にする利便性の高い、総合的を基本と実感できるような郷土 "やまなし"を築きを実感できるような郷土 "やまなし"を築きを実感できるような郷土 "やまなし"を築き

基本理念 す。 ţ 策定し、 12 【やまなし 関 まちやくら 샃 やさしい道づくり 最 幸住県やまなしの建設 んら 7 も基本的な社会基盤である か まと は ŏ れに基 いされる道づく めざすべき県土像 つどう道づく 道 やまなし づく しを支える道 環境首都 づき道路整備を進めて 'n 新 基本的姿勢 の道づく 基本的視点 構想 b 世界に開く づ Ś 'n ģ 道 新 路 構想. の整備 b ●自然と人とのうるおいの か もに生きともに支えるあたたかい やまなし

> 0 を 目標に ゃ ŧ . Ų な 計 画 ŏ 的 四文字を 効率 的 な道 配 した四 づくり つ 0 を 進 柱

> > 消

た昨年完成

した清里高原有料道

お

b

は

八

ケ岳

南麓の恵ま

n

た自

然

め T お h ます

配慮した広幅員歩道 系と調和 か 山 6 梨県の恵まれ 高 齢者まで した道づく 生活 た自 の設置、 ģ 一然や道 を行うととも す Ļ る ŧ 人 ず。 路 々 道段差の の 周 立場 辺 0

①やさし 考えた道づくりを行って 供 い道 づ 障害者に 15 4 か 熊

配

慮 建

活動領

域を

確保した道路位置

0

設さ

n

まし

だ。

具体的には、

生態

系 自 ゃ 路

調 τ

和

植

物

と共生できる道

を

定

重

の

生息する森林を保護す

ż

潮流

●地球化時代の到来

超高齢社会の到来

●多様性時代の到来

●産業構造の高度化と

●交通新時代の幕開け

本県の特性

文化資産

満ちた県民性

●恵まれた自然や景観

●豊かで魅力ある

●個性あふれる産業

●国土軸上の交流拠点

●活力と連帯感に

高度情報化の進展

就業形態の多様化

●技術革新と

県民誰もが、住みよい環境の中で、健やかに、国内外の人々と の活発な交流を繰り広げながら、自己実現を図り、幸せを実感

の中に文化が根づく

なものづくりとゆとりの

●活気に満ちた新たな出会いの やまなし

やまなし

限

の

配慮を行

って

います。 道 防

設置

V

Ġ

の

を 止の

適宜

設

H

るなど最

だ いに伐採、 Ř

П

Ì

۲

キ 削

w

ため

の動物誘導

を避

H

١

ネ

jν

とし

たこと

生活優先

ともに環境に対して高い見識を持ち、地球的視点に立っ た環境に望ましい取り組みを全県的に展開し、世界に誇り得る環境水準が達 成されているとともに、これらの取り組みを通じ、福祉・医療、文化、教育、 産業、社会基盤などあらゆる分野においてバランスのとれた、持続可能な発 展を遂げている社会

幸住県やまなし計画 図 1

イド T D 策を行っています。 規模の環境にも配慮し また テ jν 1 ッ 0 M施策を展開 実践 環境首都· バ ク ス ス 0 P の 推進、 運 駐 行等、 車場整備など 山梨」 して 商 た道づくり、 官民 お 工会による を目指す h パ 体と 1 0 クアン 地 な 本県 コ 域 b 3 E 通 地 Ť

②まちやくらしを支える道づ 地 を支援しつ 府 行 力あ っ 域 が 道 地域テク 地 T の活性化は極めて重要でありその 面 路 る 域の活性化やまち います。 積の大半を占める当 整備を 地 域 5 ノポ Ó 進 形 め ŋ 都 成に貢献できる道づく 居 住環境 、ス計画 τ 市 お 部に b づくりを支援 ŧ Ó 等 お 冒県に す。 Ò 向 しょ 上に ブ ては産業 また、 お 口 貢 ジ しゝ 献 T 工 恵ま B ġ 山 山 て ク 村 間 ž 甲 を 魅

整備に努めています。の整備、また定住化を促進する交通基盤のの整備、また定住化を促進する交通基盤のを活かし地域の活性化につながる道づくりれた自然環境、独自の文化などの観光資源

山梨県全体が県都甲府市を中心として、③なかまとつどう道づくり

概ね一時間以内で結ぶこと、圏域内の主要以内で結ぶこと、甲府市と県内各市町村をめ「県内一時間交通圏」の確立を目指して相互の連携強化と交流範囲の拡大を図るたおり物ある発展を遂げていくため、地域より均衡ある発展を遂げていくため、地域

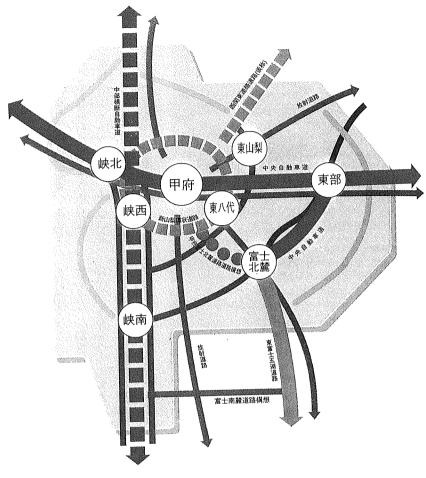


図 2 道路網形成の概念図

ております。 でおります。 を担ばと最寄りの鉄道駅・高速道路インター がはと最寄りの鉄道駅・高速道路インター は域と最寄りの鉄道駅・高速道路インター

④しんらいされる道づくり

する道路整備事業三年の一番点プロジェクトとこれを支援

す。 クトを支援する道路整備事業を推進していまづくりを目指し、以下のような主要プロジェから地域の活性化、個性豊かな魅力的な地域から地域の活性化、個性豊かな魅力的な地域

甲府圈域地方拠点都市地域整備事業

都甲府市を中心とした一市一五町五村で構成本圏域は、山梨県のほぼ中央に位置し、県

路ネットワー どによって東京や中京圏と結ばれた広域的な ています。 内の主要な都市機能や質の高い産業が集積し 〇%に当たる四四万三、 交流拠点となっています。 面積は七五七㎞であり本県人口の約五 また中央自動車道やJR中央線な クの形態は、 ○○○人を擁 一方、 甲府市から放射状 本地域の道 県

展にとって障害となっていることから、 辺で交通渋滞が生じ、 広域交流拠点の形成. 対応が急務となっております。 の時間を要しており、 に展開しているため、 適で高質な生活環境の形成」「美しく夢のある の二つの整備目標を掲 甲 本圏域のより一層の発 各地域間の連絡に多く -府市街地及びその周 そのため その 一快

静岡県 図 3 位置図

甲府圃域地方拠点都市地域	
中心都市名	•
JR線	301.101 .
JR線以外の鉄道	******
高速自動車道	-
一般国道	-
主要地方道	
その他の道路	
山梨リニア実験線	
中部横断自動車道	
整備計画区間	-
基本計画区間	

坂町付近から長野県の八千穂村までの約四

畑については基本計画区間となって

おり

されたところであります。 ち山梨県分約四七㎞)

を促進していきたいと考えております。

今後も早期の全線完成に向けて整備

は施工中であり、

昨年一二月には増穂町以

南についても、

清水市までの約五八㎞

ۇ

区間に施行命令が出 また県北部の長

双葉ジャンクションまでの一六㎞について

ます。 げ以下のような交通基盤整備に取り組

【支援する道路整備事業

①高規格幹線道路 に富んだ地域への発展を目指しております。 交通基盤へのアクセスを高め、 東大環狀連携軸構想」 このため、北関東甲信越地域を連絡する「関 道路がなく、 方向については現在骨格となる高規格幹線 いつながりを持っています。 が ķ 域的な交通利便性を高めるとともに、 断自動車道の事業を促進することにより広 ては、 あり、 広域交通の骨格を形成する幹線道 県南部の増穂町から中央自動車道 東西方向においては中央自動車道 東京から中京圏、 強化を図る必要がありました。 の一部を担う中部横 京阪神圏への しかし、 より国際性 路 国際 南北 12 強

てい 方 滞が発生するなど地域に深刻な影響を与え 動車道のみならず、 経済の発展に大きく寄与しており、 休日においても交通渋滞が激しく、 六車線化工事が実施されております。 る大月市から上野原町までの間にお は計り知れないものであります。 本県の主要な産業である観光に対する貢 る。 中央自動 観光シーズンはもとより週末などの このため、 華道 については 特に渋滞が恒常化して 周辺の一 般道路にも渋 山梨県の産 中央自 とり

②地域高規格道路

を図 てお 平成六年一二月に地域高規格道路の計画路 ある地域の発展に期待されている路線です。 中心部に一極集中する地域構造に起因 機能にも優れた都市機能の形成を目指して 生じている交通渋滞や道路環境問題の緩和 と西関東連絡道路の二つの路線が指定され 本都市地域内に b, このうち新山梨環状道路は甲府市 また多極型都市構造を有する均衡 地 域内の連絡強化を図り、 お b τ 新 山梨環状道路 広域的

北の四つの区間により構成されています。

延長約三九

km

の環状の道路であり、

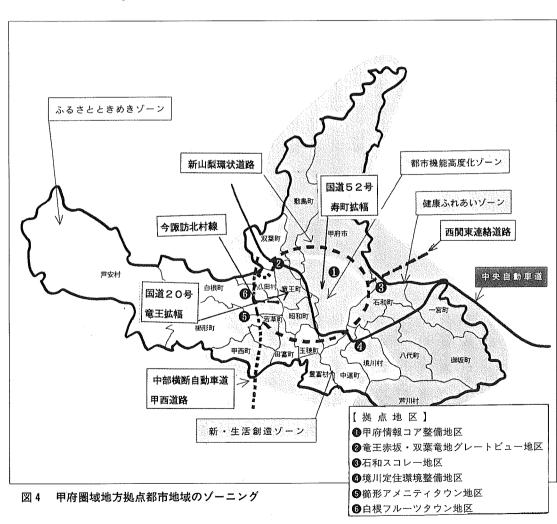
東西南

線の指定を受けました。

形態としては、

本

都市地域をぐるりと取り囲むように走る全



あります。あります。あり、現在日本道路公団において施工中で横断自動車道を利用した約一○㎞の区間でこのうち西部区間は先に紹介しました中部

下を解消するよう努力しているところであ が完成し、 早くこの環状道路ならびに西関東連絡道路 ります。 構造等について調査中であります。一日も 北部区間及び西関東連絡道路との接続位置 しております。 間の指定を受け建設省において調査に着手 約一五㎞の区間であり平成八年度に調査区 す。北部区間は、 ○年からは全区間で事業着手されておりま 七年に一部整備区間の指定を受け、平成一 チェンジまでの約九㎞の区間であり、平成 中部横断自動車道の仮称若草櫛形インター 南部区間については、 交通渋滞等による都市機能の低 残る東部区間については、 甲府市街地の北部を通る 国道三五八号から

③地域活性化促進道路事業

本都市地域の西部に位置する白根町は現中成八年度より実施された「地域活性化促産道路事業」を積極的に活用し地域振興プロジェクトを早期かつ重点的に支援するための道路整備事業を進めております。

在建設が進められている中部横断自動車道在建設が進められている中部横断自動車道を建設が進められている中部横断自動車道を建設が進められている中部横断自動車道を建設が進められています。

国道二〇号竜王拡幅

滞の解消を図ります。車線区間の一部を四車線化し慢性的な渋山梨県を東西に横断する国道二○号の二

国道五二号甲西道路

付近の工業団地の開発促進を図ります。国道五二号のバイパスとして渋滞の解消、

国道五二号寿町拡幅

道路拡幅を行い渋滞緩和を図ります。土地区画整理事業に合わせ国道五二号の

以上直轄事業

都市地域西部と甲府市街路府櫛形線

以上県事業化を図ります。

2 桂川ウェルネスパーク建設事業

どの交通手段の発達等その地理的な優位性 されています。 地域の活性化に寄与する都市公園として期待 の拠点として、 ます。そのためレクリエーションや健康保養 からの企業進出等が進んでいる地域でもあり ら東京のベッドタウンとしての機能、 しており、 促進中であります。この地域は東京都に隣接 クは山梨県東部の大月市に位置し現在、 り、このうちのひとつ、 内各所で大規模な都市公園の整備を進めて 環境首都やまなし」を目指す本県では県 また中央自動車道やJR中央線な また、観光振興の拠点として 桂川ウェルネスパー 東京圏

【支援する道路整備事業】

域の活性化を図ります。解消と、計画的な都市開発を目指した地国道二○号のバイパスとして交通渋滞の国道二○号大月バイパス

公園通り線

以上直轄事業

主要地方道甲

以上大月市事業 周辺地域からのアクセス強化を図ります。

3 身延町総合会館建設事業

県南部に位置する身延町は富士川に沿って

て総合会館の建設が進められました。 広がり、豊かな自然を包蔵する地域であります。また、しだれ桜で有名な身延山久遠寺を有することから県内外から多くの観光客が訪れ、交流拠点としてのポテンシャルを充分にれ、交流拠点としてのポテンシャルを充分にれ、交流拠点としてのポテンシャルを充分に対的に低く他圏域に依存している現状でした。そのため交流拠点としての機能を拡大し地域の活性化を図るため、自治省のリーディングプロジェクト事業の「地域間交流」拠点として総合会館の建設が進められました。

【支援する道路事業】

国道五二号身延バイパス

以上直轄事業五二号のバイパスとして建設されました。周辺地域からのアクセス強化のため国道

周辺地域からのアクセス強化を図ります。・国道三○○号上之平拡幅

四「道の駅」

の特性を盛り込んだ「道の駅」を地域と一体梨の推進インパクトの一つとなるよう、地域道路利用者の利便性の向上のみならず観光山山梨県には現在九つの道の駅があります。

ただきます。 いきます。県内の「道の駅」を紹介させていとなり整備し、活力ある地域づくりを行って

○「とみざわ」

(国道五二号、南巨摩郡富沢町) (国道五二号、南巨摩郡富沢町は山梨県の最も南に位置し、山梨県と静岡県・中京地域を結ぶ国道五二号沿があります。四月下旬に行われるたけのこがあります。四月下旬に行われるたけのこがあります。四月下旬に行われるたけのこがあります。四月下旬に行われるだけの。

○「甲斐大和」

(国道二〇号、東山梨郡大和村) 五街道のひとつ、甲州街道の要所であった笹子峠の西側に位置する山あいの村です。 がも豊かで竜門峡や日川渓谷、南大菩薩連 がも豊かで竜門峡や日川渓谷、南大菩薩連 がも豊かで竜門峡や日川渓谷、南大菩薩連 があずでのハイキングコースもあります。施 があずでで門峡や日川渓谷、南大菩薩連 がなどのハイキングコースもあります。施 では天然きのこや山菜といった村の特 では天然きのこや山菜といった村の特 では天然きのこや山菜といった村の特 がやぶどう、桃などのフルーツも豊富に しています。

「なるさわ」

(国道一三九号、南都留郡鳴沢村)

とって絶好の憩いの場となっています。日本一の富士山のある鳴沢村は富士五湖、自然の里です。富士山と原生林、富士五湖、京や東海自然歩道とこれ以外にも観光名所は多数有り国際的な観光地として親しまれています。「道の駅」の施設内には富士山周辺の自然と歴史を紹介した博物館や富士山が眺望できる温泉施設もありドライバーにが眺望できる温泉施設もありドライバーにが眺望できる温泉施設もありドライバーにが眺望できる温泉施設もありドライバーに

「みとみ」

0

(国道一四〇号、東山梨郡三富村)

事場、芸術的な木造建物がドライバーの興 を育す西沢渓谷や森林が広がり新緑や紅葉、 を育す西沢渓谷や森林が広がり新緑や紅葉、 を季には渓谷の滝が氷結し四季折々の彩り を手しています。施設内には村営の温泉施 がました。付近には日本の滝百選、森林浴 の森百選に選定された「七ツ谷五段の滝」 を有す西沢渓谷や森林が広がり新緑や紅葉、 を季には渓谷の滝が氷結し四季折々の彩り を手しています。施設内には村営の温泉施 さいます。豊富な自然条件と合わせて、広い駐 事場、芸術的な木造建物がドライバーの興

ふうこう)について説明している。恆とは

6

回

学的注釈を除いた易占い本来の文章のことで の本文とは易経にある彖曰、 んなことが書いてあるのか、 象日といった儒 説明したい。 易

の卦の外延を述べて来たが、 心変わらず常なることである。

易の本文にはど

初六。浚、恆。貞凶。无、攸、

利認

初六とは恆

No.108号から恆

後、恆。 貞凶。 光がなり 利は真。 无政が利 利い有い攸い 独

悔亡。 不恆二其徳一。 以承二之羞: 真容。

六五 振」恆。凶。 田无」禽。 恆川其徳」貞。 婦人吉。 夫子はいる

常なることは人間社会に共通する正しいみち う卦全体の象を示している。 も風も共に実体をつかむのがむずかしいとい を上に組み合わせたのが壨囂恆だといゝ、 利き 恆 貞 とあるのは八卦の異常を下に震いる。 利い有い攸い 往 恆の心変わらず 次に 恆蓋 亨蒙 雷

> Ł 自 z から、

いう。

老夫婦がお互いに長い年月をかけて

分も相手も傷つくのである。だから、貞凶だ

こんな心の中のことまで強制されたら、 あなたも私に対し恆の気持ちを持ちな

自然に恆を体現しているように、

恆は口に出

して要求すべき性質のものではない。

までが問題なのである。 ることだろう。 理を述べている。 で 始め変化するのである。 ることはない。 この 精神で行動すれば、 が、このあとの初六から上六 ……といった至極当然な義 この部分は誰れもが納得す 本来静的な恆が、 誰からも非難さ 動

六五、 るのである。 恆の浚の字は溜めておいた井戸の水を全部外 を下から数えると初六、九二、九三、 を全部吐き出す。 に出してしまうことである。 神が変化して行くのである。初六にある、 ある。易では『を六、』を九という。 の卦輩この一番下にあるこのマークのことで がある。 分の心の中に留めておくべきなのに、それ 上六となる。上に行くに従って恆の精 心変わらず常なることの恆の精神は 私はあなたに恆の気持ちを持つ 即ち相手に対し恆を要求す 今も浚渫なる語 九四、 この卦 浚

夫は妻や家族の平安と、 夫と妻とでは恆に違いがあるというのである。 なくなってしまうだろう。 員として身を尽さねばならない。 般論として妻は夫に従順しその生涯を託 次に六五。 恆二其徳一貞。 自分が属する社会の 婦人吉。 无」攸」利である。 夫子凶。 妻は単眼

だから凶である。 相手から見れば裏切りで、 る。 夫にとっては迷惑なことである(夫子凶)。 得ないのである。妻が夫に自分と同じ恆を要 ことの精神が遂に崩壊してしまうのである。 の卦の一番上にあって恆の心変わらず常なる てこわれてしまうことである。 れが高じてくると恒がこわれてしまうのであ 的でよいのに、 ようなものである。 求することは、 上六。振烟。 自分と同じ単眼になれという 夫は複眼的視野を持たざるを 凉 妻にはよい 恒がブル/〜と振動 乱のもとだという。 上六は置る (婦人吉) が

る 象 変 行相背の象」(お互いが別々のことを考えて響きを ない。この卦を占断するときの基本は と見れば間違いない。 並多

易占いでは占的に合わせ解釈しなければなら

本稿の説明では恆を夫婦の卦としてみた。

山水蒙

に対し絶えず恆を要求したら、

夫は耐えきれ

本誌は、執筆者が個人の責任において自由に 書く建前をとっております。したがって意見 にわたる部分は個人の見解です。また肩書は 原稿執筆及び座談会実施時のものです。

9月号の特集テーマは「平成12年度道路関係重点施策」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」 ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

修:建設省道路局

発行人:字田 洋一 道路広報センター

〒102-0082 東京都千代田区一番町10番 6 一番町野田ビル 5 階 TEL 03(3234)4310・4349 定価770円 (本体価格733円) FAX 03(3234)4471

〈年間送料共9,240円〉

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口座 名:道路広報センター